



山形村子ども・子育て支援事業計画

第2期（令和2年度～令和6年度）



令和2年3月
長野県山形村

はじめに

全国的に、出生数の減少に歯止めがかからず、少子化が更に進んでいます。また、核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親世帯の増加、地域との繋がり希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、平成 29 年度からスタートした山形村総合計画後期基本計画の中では、「子どもいきいき元気プロジェクト」を重点課題とし、子ども達が健やかに生まれ、次代を担う人材として心身ともにたくましく育つよう、保育サービス・子育て支援サービスの充実をはじめ地域全体で子育てサポートを行う体制の充実、本村ならではの教育資源を生かした特色ある教育をはじめとする「生きる力」を育む学校教育の推進など、子育て環境、子どもの教育環境の充実をリードする取り組みを重点課題として推進しています。



平成 27 年に策定した「子ども・子育て支援事業計画」期間中には、妊娠期から 18 歳までの切れ目ない支援をめざし、妊娠期からの支援を充実するために妊婦相談やお誕生パッケージの開始、出産後の母子を支援するための産後ケア事業、また、保護者が子供を養育できない時の子育てショートステイ、病後児保育事業の設置等を行いました。幼児の教育・保育については、村独自の保育料の軽減や国の無償化対策を進めてまいりました。

令和 2 年度からの第 2 期子ども・子育て支援事業計画では、「一人ひとりの子供の成長に寄り添い、地域に誇りを持った育ち・学びを実現するむら」を計画の基本理念とし、地域で活動する多様な関係者の皆様と連携しながら、子育てを取り巻く環境に対応し、子育て家庭の負担や不安を和らげ、一人ひとりの子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援する施策を推し進めていきます。またその中で、子どもが地域社会に触れる多様な機会を提供し、生まれ育った郷土に誇りを持ち、その地域を作る担い手としての可能性をみんなで育てていきたいと思えます。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました「山形村子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などに御協力いただきました村民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

山形村長 本庄利昭

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	2
2. 計画の性格と位置づけ	3
3. 計画の対象	5
4. 計画の期間	5
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境	6
1. 人口・世帯の動向	7
2. 家庭の状況	11
3. 子育て支援サービスの状況	14
4. 子育て環境に対する満足度・ニーズ	19
5. 第1期計画の達成状況	21
第3章 計画の基本的な考え方	22
1. 計画の基本理念	23
2. 計画の基本目標	24
3. 施策の体系	26
第4章 施策の推進	27
基本目標1 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実	28
施策1 産前・産後の支援	29
施策2 乳幼児期の支援	32
施策3 安心して子育てのできる環境の整備	35
基本目標2 家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実	38
施策1 家庭の子育て力の強化	39
施策2 育児不安の軽減と虐待等の発生予防	42
基本目標3 すべての子どもに居場所があるむらづくり	45
施策1 子どもの活動を支える環境の整備	46
施策2 地域と連携した魅力ある教育の推進	49
第5章 量の見込みと確保方策	52
1. 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域	53
2. 量の見込みと確保方策	56
第6章 計画の推進に向けて	72
1. 計画の推進体制	73
2. 計画の進捗管理	74
資料編	75
1. 策定の経過	76
2. 山形村子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要	78

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

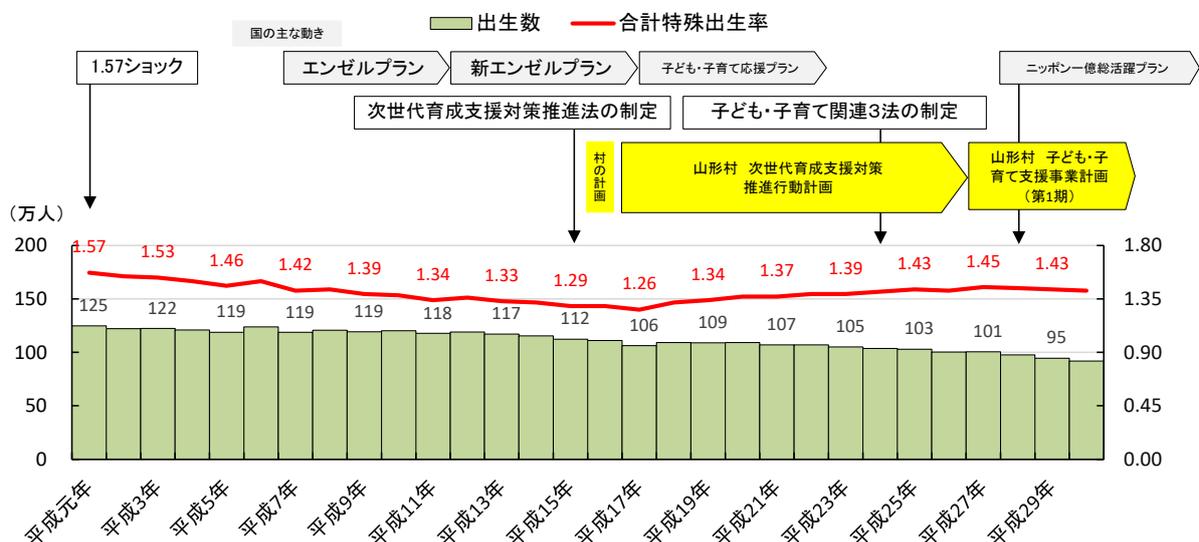
本村の子ども・子育て分野の施策は、全国的な少子化を受けた国の少子化対策の流れを踏まえながら、展開されてきました。

平成元年に、全国の合計特殊出生率がそれまでの統計上、最低の値となった「1.57ショック」を契機に、国による子どもを生ま育てやすい環境をつくるための政策（エンゼルプラン、新エンゼルプラン等）が強化され始めました。平成15年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援対策推進法」（以下、次世代法）が制定されました。また、平成24年には、全国的な子育て支援の質・量の不足を解消するため「子ども・子育て支援法」等の「子ども・子育て関連3法」が制定されました。さらに、近年は「希望出生率1.8」の実現を目指して、若者の雇用安定・処遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」をはじめとする、出産や就労等の子育て世代の希望が実現される社会づくりが推進されています。

本村では、次世代法を受けて「山形村次世代育成支援対策推進行動計画」（平成17～26年度）（以下、次世代計画）を策定し、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援してきました。また、平成27年度には、子ども・子育て支援法を受けて「山形村子ども・子育て支援事業計画」（平成27～令和元年）（以下、子ども・子育て計画）を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を充実させてきました（次世代法が平成26年に改正され有効期限が10年延長されたことを受けて、本村の子ども・子育て計画は次世代計画の施策・事業を引き継いだ内容になっています）。

このような背景を踏まえて、第1期の子ども・子育て計画を継承し、新たに第2期の子ども・子育て計画を策定して、本村に生まれ成長する子どもや子育て家庭に対する総合的な支援を、さらに充実し（母親の就業率増加への対応、幼児教育・保育の無償化等）、体系的に推進していきます。

図 1 全国の合計特殊出生率と国の少子化対策の動き



2. 計画の性格と位置づけ

(1) 根拠法

本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置づけられます。2つの法律に基づく事項を1つの計画書としてまとめる本計画は、本村の子ども・子育て分野の施策・事業を網羅的かつ体系的にまとめる計画としての性格を持ちます。

図 2 計画の根拠法と記載事項

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
目的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取組を推進する
記載事項	<<基本的記載事項>> ● 教育・保育提供区域の設定 ● 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 <<任意記載事項>> ● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ● 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	1) 地域における子育ての支援 2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4) 子育てを支援する生活環境の整備 5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等 6) 子どもの安全の確保 7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

図 3 子ども・子育て支援の意義のポイント

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

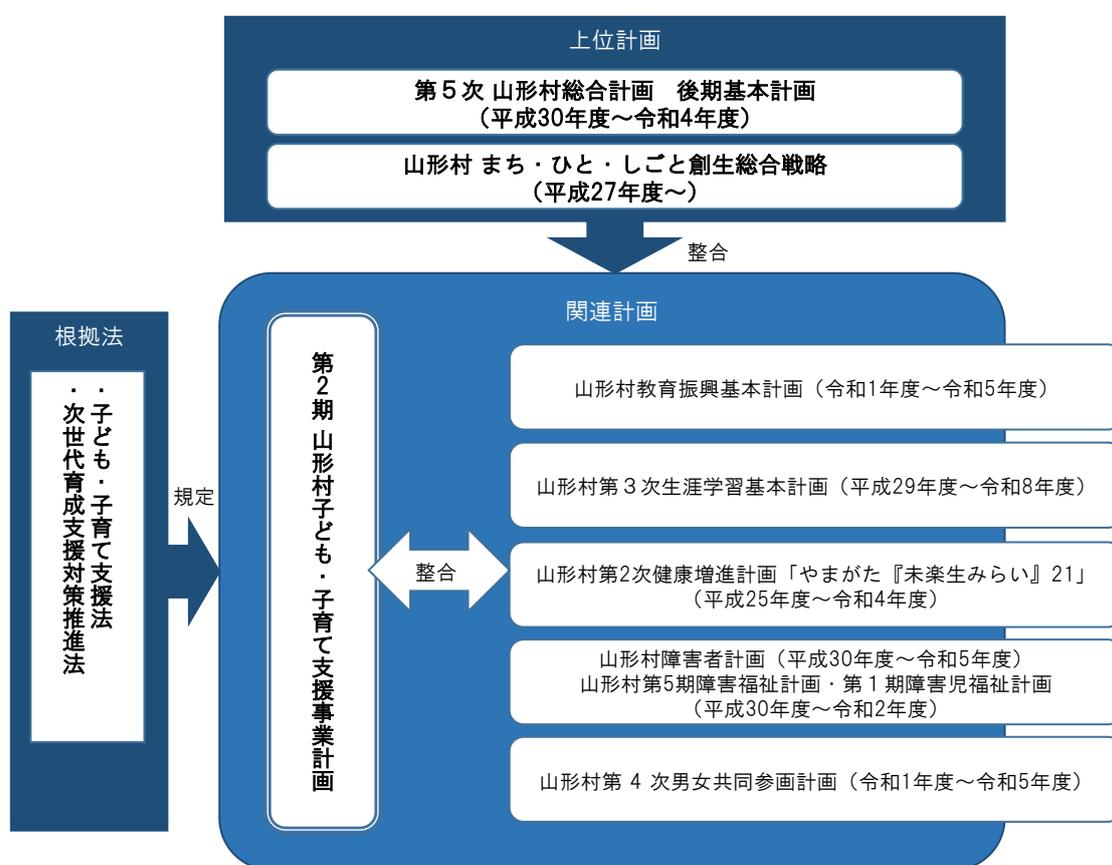
子ども・子育て支援法に基づく基本指針より

(2) 山形村における他計画との関係

本計画は、本村が目指す姿やそれを実現するための政策・施策の方向性が示されている第5次山形村総合計画を上位計画とし、子ども・子育て分野の施策・事業の方向性を詳細に示す計画と位置づけられます。

子ども・子育て分野に関係する、本村の各分野の関連計画と連携・整合させながら、一人の子どもが生まれ成長する過程を支える施策・事業を総合的・一体的に展開していきます。

図 4 山形村における他計画との関係



3. 計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳から概ね18歳）と子育て家庭（左記子どもがいる家庭）であり、幼児期の教育・保育をはじめとする、様々な施策・事業が記載されています。

なお、これらの施策・事業の展開にあたっては、事業所や地域、関係機関等の協力や連携が不可欠であるため、子どもや子育て家庭以外の関係者に向けた施策・事業も記載されています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

図 5 計画の期間

年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
計画	山形村 次世代育成支援対策推進行動計画										山形村 子ども・子育て支援 事業計画（第1期）				山形村 子ども・子育て支援 事業計画（第2期）					

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

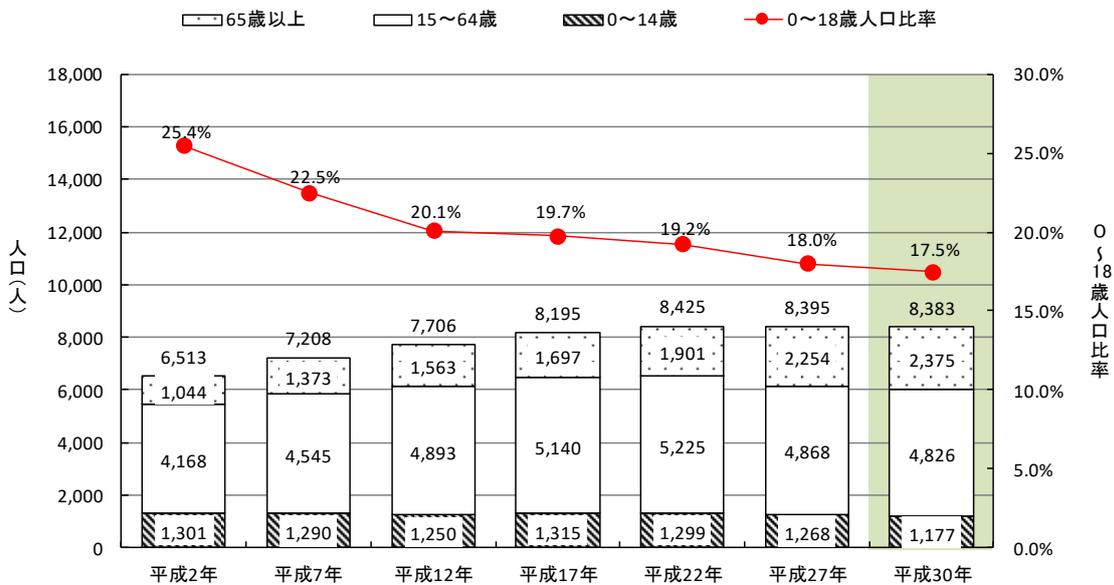
1. 人口・世帯の動向

(1) 人口の推移

平成2年からの山形村の人口推移をみると、総人口は平成2年の6,513人から平成22年には8,425人に増加し、その後は横ばいもしくは微減となっています。内訳をみると、0～14歳の人口が減少傾向にある一方、65歳以上の人口は増加を続けており、少子高齢化が進んでいるといえます。また総人口のうち、本計画の対象である0歳から18歳の子ども人口の占める割合をみると、平成2年から平成12年にかけて25.4%から20.1%と大きく減少、その後も減少傾向が続いており、平成30年には17.5%になっています。

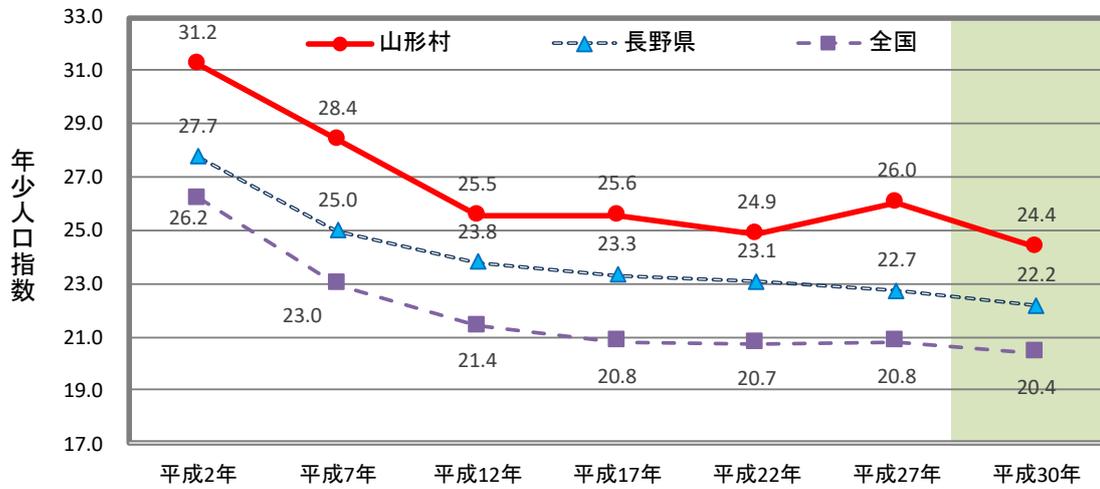
一方で本村の年少人口指数をみると、国および長野県の水準より高くなっています。

図 6 総人口と0～18歳人口の割合



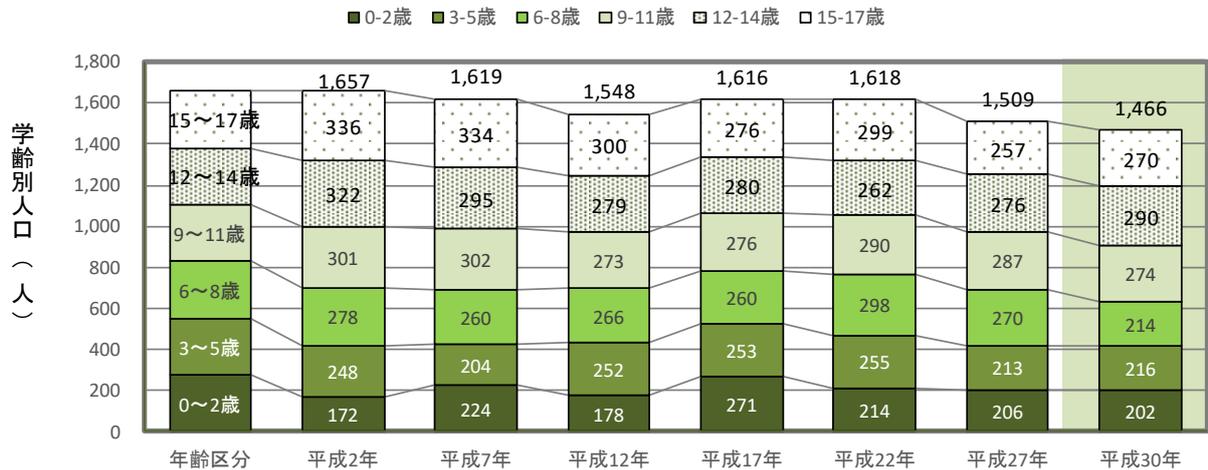
出典：長野県毎月人口異動調査（各年10月1日、0～11歳人口比率のみ4月1日）

図 7 年少人口指数の推移



出典：国勢調査、平成30年のみ長野県毎月人口異動調査（各年10月1日）

図 8 学齢別人口の推移

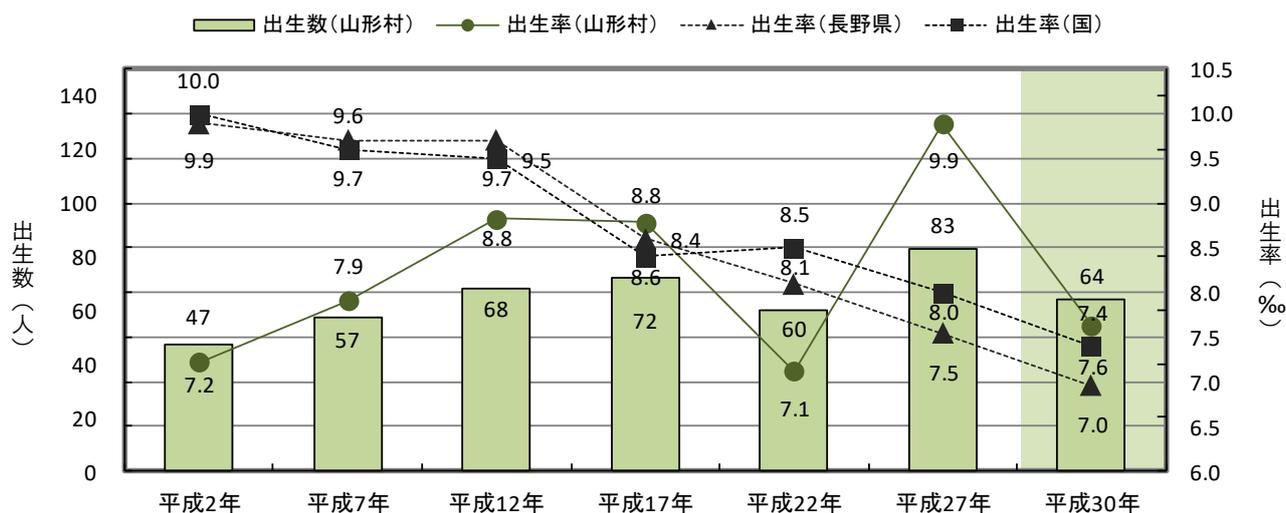


出典：長野県毎月人口異動調査（各年4月1日）

(2) 出生の動向

本村の出生率は、年ごとの変動が大きいものの、おおむね国の水準より高い値で推移しています。長野県内の他市町村と比較しても高い水準で推移しており、平成30年では県内77市町村の中で9番目に高くなっています。

図 9 出生の動向



出典：長野県毎月人口異動調査、国の割合のみ人口動態統計（厚生労働省）
※出生率は、人口1,000人に対する出生数の割合

図 10 県内市町村の出生率比較（上位20市町村抜粋）

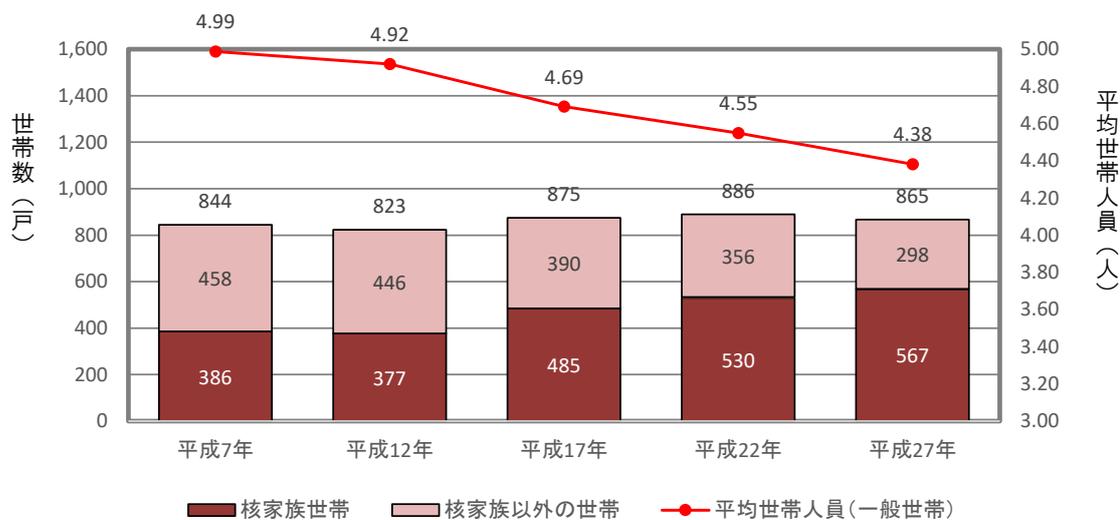
順位	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	自治体名	出生率	自治体名	出生率	自治体名	出生率	自治体名	出生率
1	南箕輪村	10.5	売木村	12.5	南牧村	9.4	南箕輪村	8.5
2	山形村	9.9	南箕輪村	11.5	南箕輪村	9.2	野沢温泉村	8.3
3	阿智村	9.2	諏訪市	8.9	根羽村	8.7	泰阜村	8.1
4	諏訪市	9.1	塩尻市	8.8	喬木村	8.5	東御市	8.0
5	松本市	8.7	松本市	8.6	麻績村	8.5	松本市	7.8
6	川上村	8.7	飯田市	8.2	原村	8.4	朝日村	7.8
7	木祖村	8.2	駒ヶ根市	8.1	塩尻市	8.2	飯田市	7.7
8	飯田市	8.2	箕輪町	8.1	諏訪市	8.1	塩尻市	7.7
9	宮田村	8.2	長野市	7.8	飯田市	8.0	山形村	7.6
10	下條村	8.0	泰阜村	7.8	中野市	7.8	諏訪市	7.6
11	中野市	8.0	佐久市	7.8	佐久市	7.8	佐久市	7.6
12	長野市	8.0	伊那市	7.8	山形村	7.8	箕輪町	7.6
13	茅野市	7.9	御代田町	7.7	御代田町	7.7	駒ヶ根市	7.4
14	箕輪町	7.8	上松町	7.7	長野市	7.7	豊丘村	7.4
15	塩尻市	7.8	松川町	7.6	松本市	7.6	南牧村	7.4
16	駒ヶ根市	7.8	茅野市	7.6	茅野市	7.6	長野市	7.3
17	木島平村	7.7	中川村	7.5	阿智村	7.5	上田市	7.3
18	泰阜村	7.6	上伊那郡	7.5	箕輪町	7.4	木祖村	7.2
19	白馬村	7.6	下諏訪町	7.5	川上村	7.4	高森町	7.2
20	東御市	7.6	南木曾町	7.3	軽井沢町	7.3	喬木村	7.2

出典：長野県毎月人口異動調査

(3) 18歳未満の子どものいる世帯の状況

本村における18歳未満の子どものいる世帯の状況をみると、世帯総数は平成7年の844から平成27年の865までほぼ横ばいとなっています。しかし、このうち核家族世帯の数をみると、平成7年の386（全世帯の45.7%）から、平成27年には567（全世帯の65.5%）と増加しています。また平均世帯人数は、平成2年の4.99人から減少しており、平成27年には4.38人になっています。

図 11 18歳未満の子どものいる世帯数と平均世帯人員の推移



出典：国勢調査

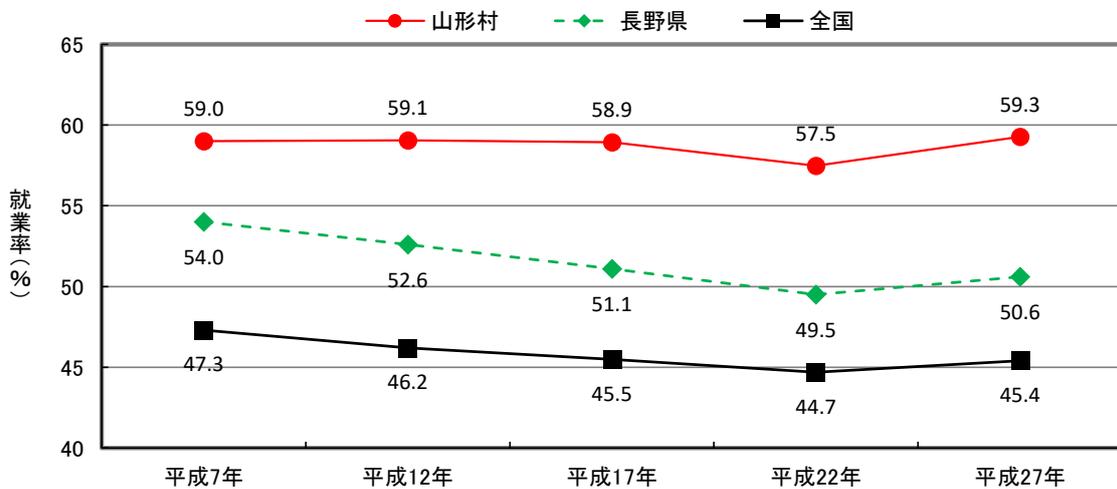
2. 家庭の状況

(1) 就業の動向

本村の女性の就業率は、平成 27 年で 59.3% となっており、全国平均 (45.4%) および長野県平均 (50.6%) を上回っています。また女性の年齢別就業率を平成 17 年と平成 27 年で比較すると、35～39 歳の就業率が大きく増加しています。

母親の就業状況を 5 年前と比較すると、就労する母親の割合は、未就学児の母親が 69.0% から 72.2% に、小学生の母親が 84.6% から 85.7% に増加しています。

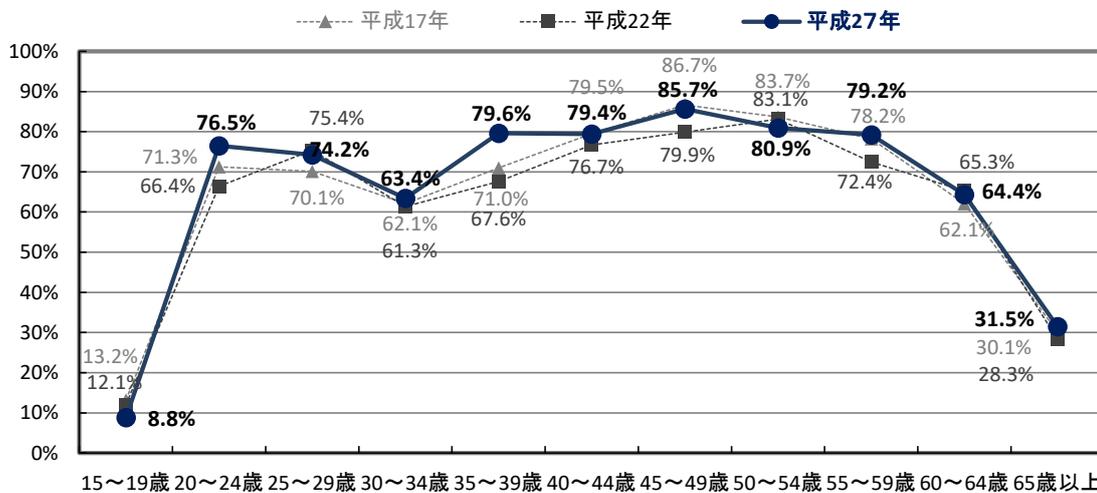
図 12 女性の就業率



出典：国勢調査

※ここでの就業率は、15歳以上の就業者のうち15歳以上人口総数（不詳を含む）に占める割合を算出したもの

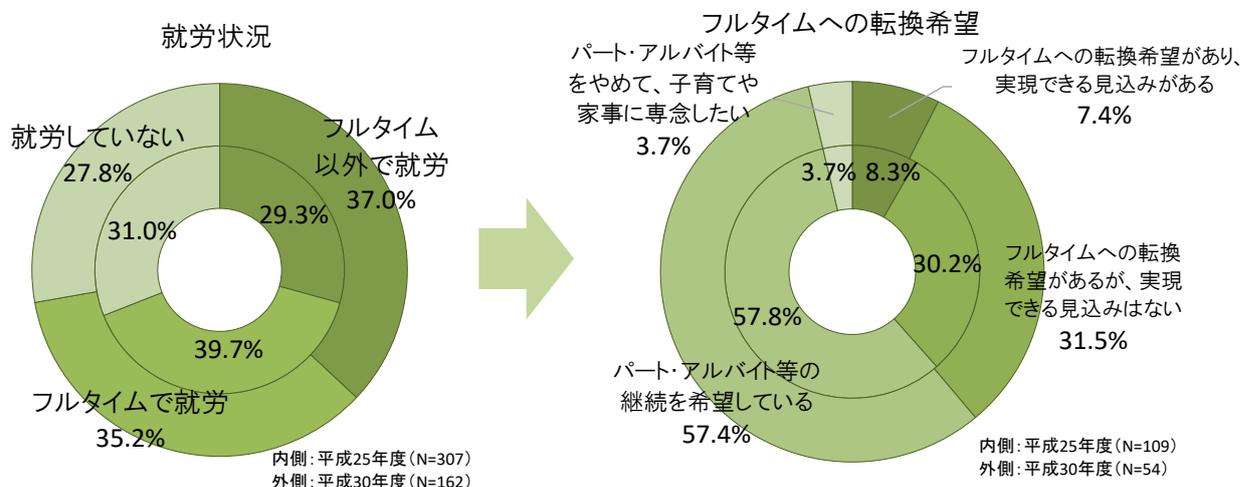
図 13 女性の年齢階級別就業率



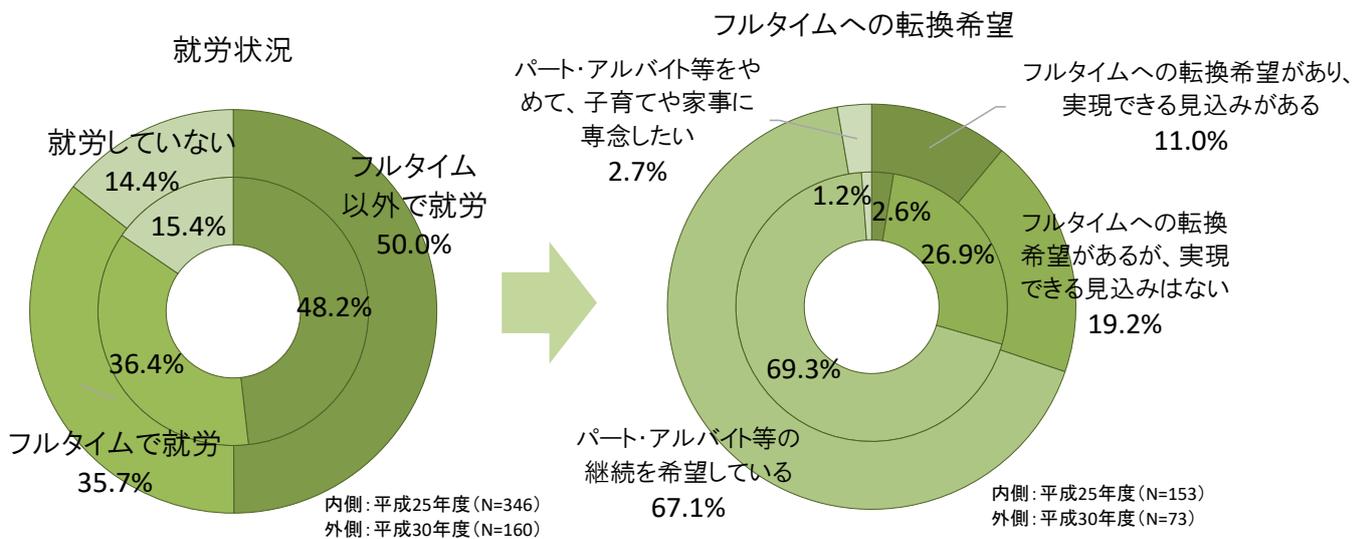
出典：国勢調査

図 14 母親の就労状況とフルタイムへの転換希望（単一回答）

未就学



小学生

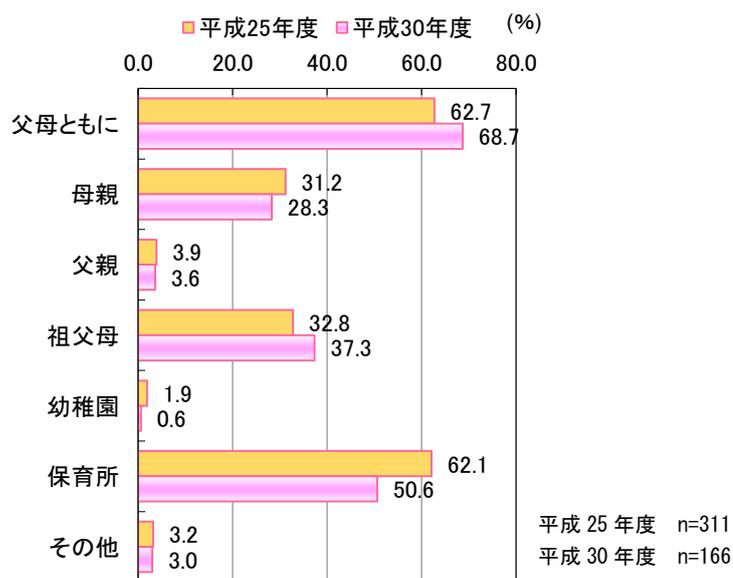


出典：山形村子ども・子育て支援に関する調査（平成25・30年度）

(2) 子育てに関わる人

家庭において子育てに日常的に関わっているのは誰かについて、5年前の状況と比較すると、「父母ともに」が62.7%から68.7%に増加している一方、「母親」が31.2%から28.3%に減少しています。父親の育児参加が進み、家庭内で母親・父親の双方が子育てを担うようになっている傾向が伺えます。

図 15 就学前児童を持つ家庭において、子育てに日常的に関わっている方（複数回答）



出典：山形村子ども・子育て支援に関する調査（平成 25・30 年度）

3. 子育て支援サービスの状況

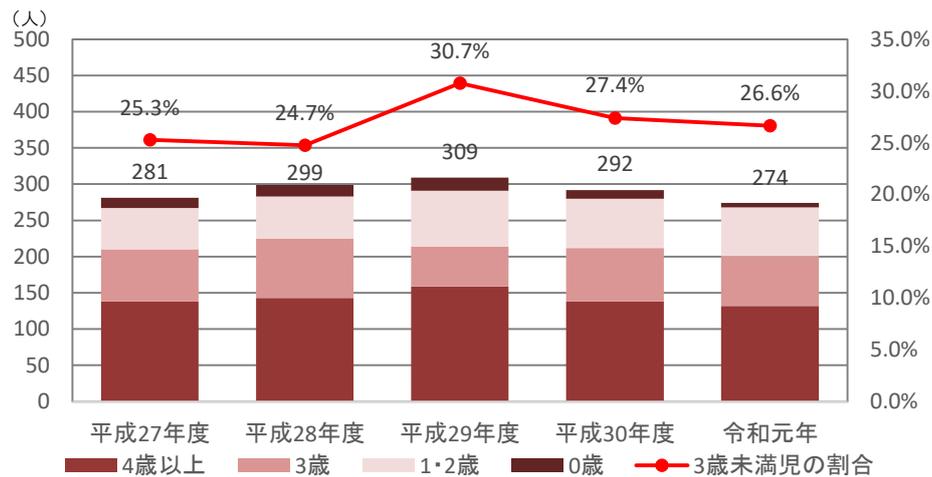
(1) 幼児期の教育・保育サービスの提供状況

保育園の入所児童数は年度によって増減がありますが、微増傾向にあります。

年齢別の入所割合をみると、1・2歳児の入所割合が平成27年度の41.6%から平成30年度には47.9%に増加しており、3歳未満児の保育園利用が増加傾向にあるといえます。

図 16 保育園における年齢別入所児童数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
4歳以上	138	143	159	138	132
3歳	72	82	55	74	69
1・2歳	57	58	77	68	67
0歳	14	16	18	12	6
合計	281	299	309	292	274
3歳未満児の割合	25.3%	24.7%	30.7%	27.4%	26.6%

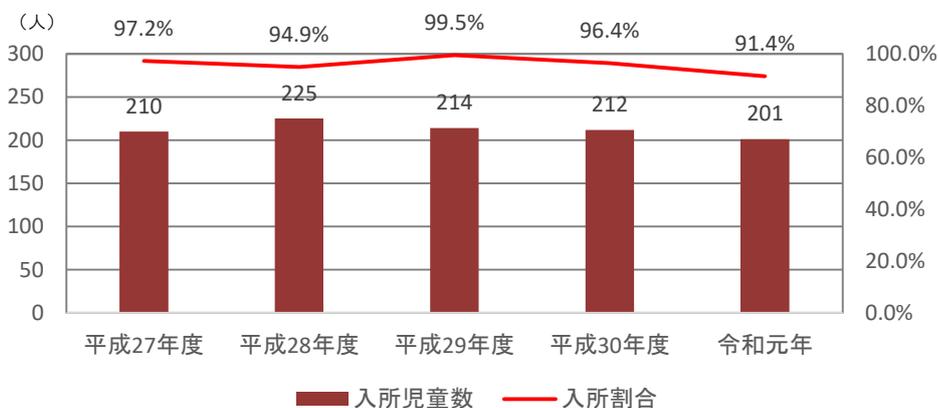


出典：実績（平成27～30年度は年度末、令和元年度は年度初めの数）

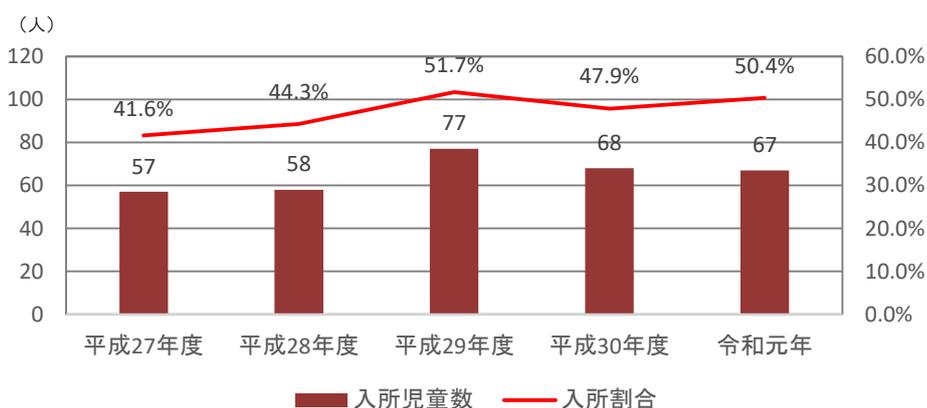
＜参考データ＞

図 17 年齢別の入所児童数および入所割合の推移

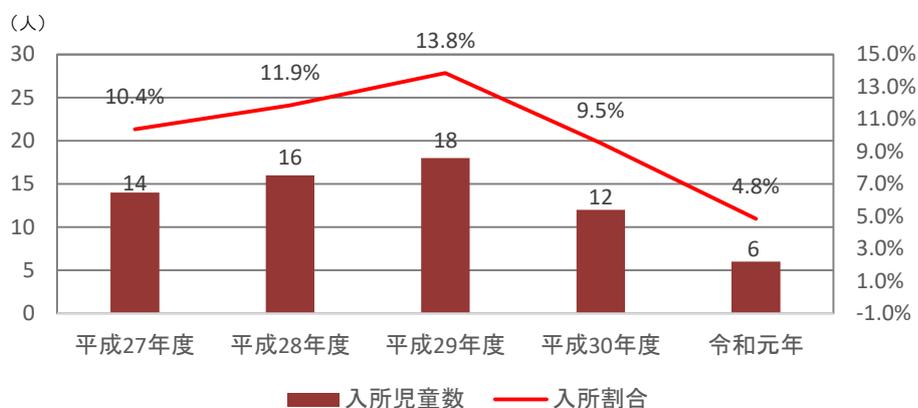
■ 3～5歳



■ 1・2歳



■ 0歳



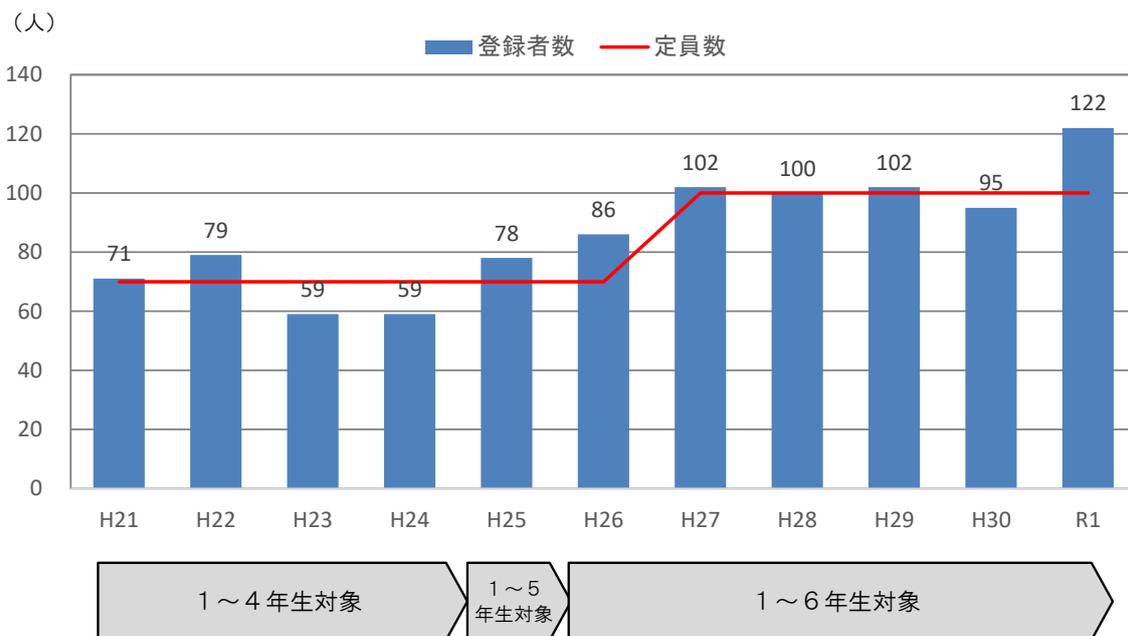
出典：実績、長野県毎月人口移動調査

※ここでは便宜上、各年度末時点の年齢別の入所児童数を、翌年度4月1日時点の「長野県毎月人口異動調査」における年齢別人口で割った数値を「入所割合」として示した。

(2) 放課後児童向けのサービス提供状況

平成 21 年度からの放課後児童クラブの利用者数の推移をみると、概ね増加傾向を続けています。定員数を 70 人から 100 人に拡充した平成 27 年度以降は 100 名前後で推移しており、令和元年度にはさらに増加して 122 名となっています。

図 18 放課後児童クラブの利用児童数の推移（休日のみの利用者を除く）



出典：実績（登録者数は各年 4 月 1 日のもの、定員数は適正な受入人数を概ね想定したもの）

(3) 支援を必要とする家庭の状況

子育て家庭への相談支援は、面接、訪問、電話等様々な形で行われています。第一期計画期間中に新たな相談支援を始めたこともあり、様々な形で家庭の相談に応じる機会が増えていきます。

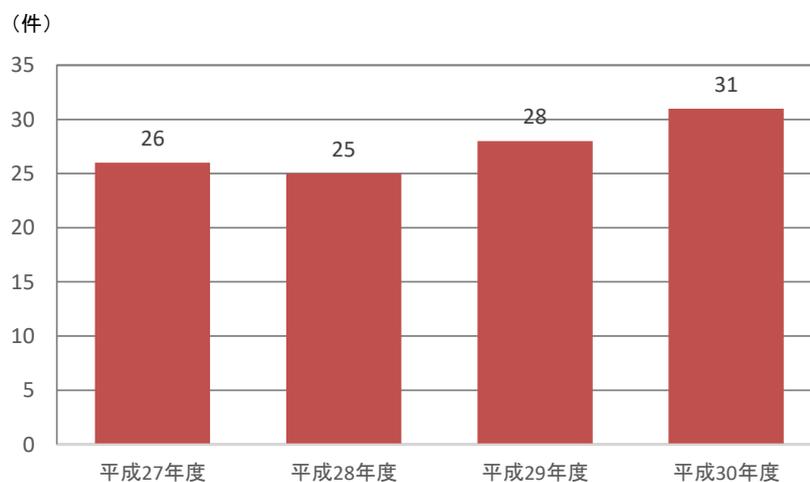
児童虐待の認知件数は、毎年度 25～30 件ほどで推移しています。

図 19 相談支援事業の実績の推移

	相談の形	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て支援課による 従来の相談	面接	62	132	114	91	102	62
	訪問	40	99	95	93	37	46
	電話	85	259	302	114	88	97
新たに開始した 相談支援	妊婦相談		50	58	60	62	57
	新生児訪問			62	53	61	63
	乳児家庭訪問			45	44	62	60
	2ヶ月相談			57	66	68	92

出典：実績

図 20 児童虐待認知件数の推移



出典：実績

(4) 地域子ども・子育て支援事業の実施概況

「地域子ども・子育て支援事業」として本村の実施している事業の概況を以下にまとめます（一部事業は再掲）。

多くの事業では利用が横ばいまたは減少傾向となっていますが、「⑨延長保育事業」は増加傾向にあります。また「⑪放課後児童クラブ」は、下表に示した平成27年度から30年度にかけては横ばいの状況ですが、前掲のとおり令和元年度の利用（登録者数）は122人と増加しています。こうした事業の利用ニーズが増えているといえます。

事業名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	状況
①利用者支援事業(単位:人回/年)※	-	-	-	-	
②地域子育て支援拠点事業(単位:人回/月)	7,372	6,672	7,103	6,868	横ばい
③妊婦健康診査(妊婦・乳児一般健診)(単位:人)	61	63	59	46	減少傾向
④乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問)(単位:人)	45	64	62	62	やや増加傾向
⑤養育支援訪問事業(単位:人/年)	26	15	11	4	減少傾向
⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)(単位:人日/年)	0	0	0	12	(利用実績がない、または少ない)
⑦ファミリー・サポート・センター事業(単位:人日/年)	未就学児	18	11	80	(年度ごとの変動大)
	就学児	29	9	1	
⑧一時預かり事業(単位:人日/年)	402	311	424	201	減少傾向
⑨延長保育事業(単位:人)	197	205	206	231	増加傾向
⑩病児・病後児保育事業(単位:人日/年)	2	2	3	83	(年度ごとの変動大)
⑪放課後児童クラブ(単位:人)	102	109	102	96	横ばい

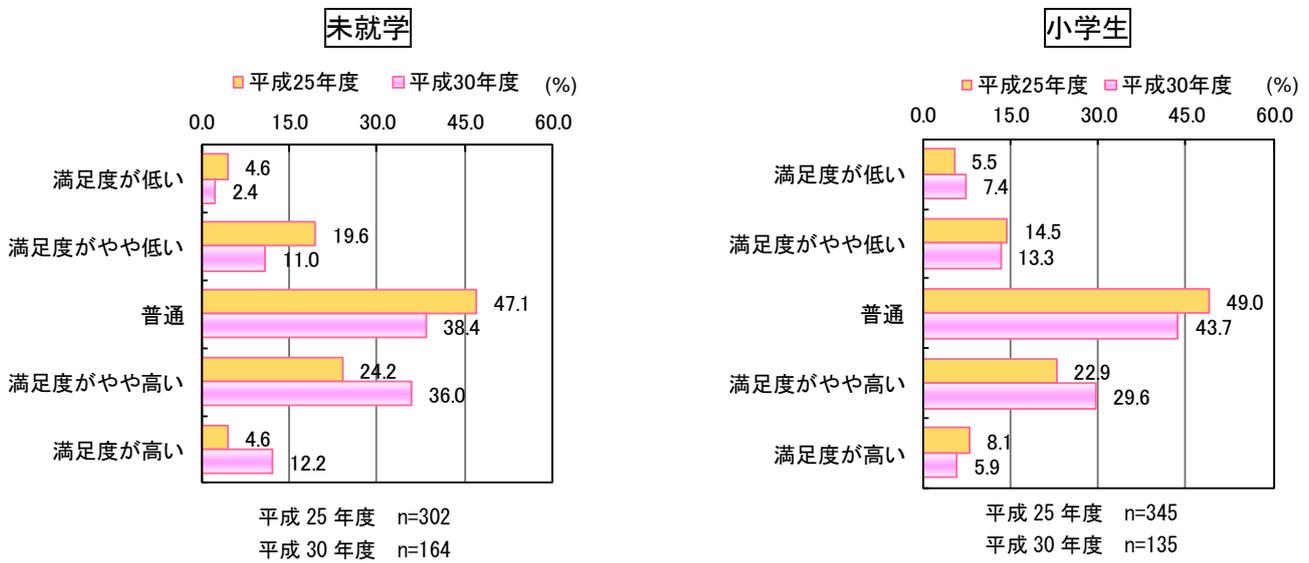
※子育て支援センターが中核となり、「②地域子育て支援拠点事業」と一体的に様々な相談支援を実施しています。

4. 子育て環境に対する満足度・ニーズ

5年前と比べると、子育て環境や支援に対する満足度は向上しています。平成26年4月の子育て支援センター開設をはじめ、第一期計画中に様々な支援事業がスタートしたことがこうした評価につながっているものとみられます。

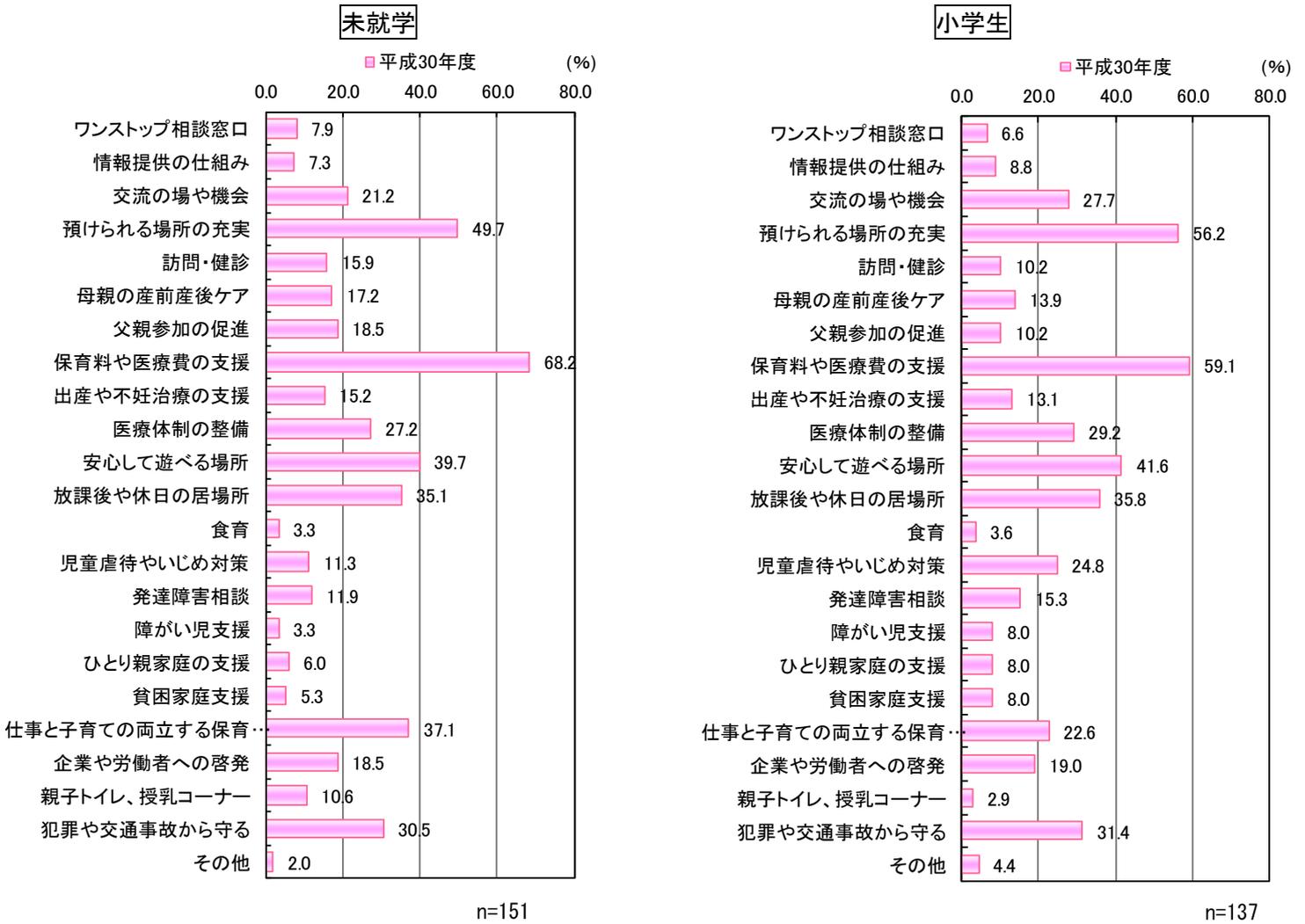
子育て家庭が求めている支援施策（重要だと思う施策）としては、「預けられる場所の充実」「保育料や医療費の支援」「安心して遊べる場所」の順にニーズが高くなっています。またこれに次いで、未就学児のいる家庭では「仕事と子育ての両立」が、小学生のいる家庭では「放課後や休日の居場所」が、それぞれニーズの高い施策となっています。

図 21 山形村の子育て環境や支援に対する満足度



出典：山形村子ども・子育て支援に関する調査（平成30年度）

図 22 山形村の子育て支援施策で重要だと思うもの（5つまで選択）



出典：山形村子ども・子育て支援に関する調査（平成 30 年度）

5. 第1期計画の達成状況

第1期計画の事業評価を実施したところ、次の結果を得ました。

第1期計画の事業は、全体的に概ね達成できている一方で、社会環境の変化に対応して新たな事業を検討すべき施策分野や、事業内容の再設計が必要な事業が発生しています。

限られた資源を有効に活用するため、事業の追加や統廃合、事業内容や役割分担、進捗管理方法の見直しを進め、施策効果の最大化と効率的な事業運営に取り組んでいきます。

図 23 第1期計画の評価の概要

基本目標	達成できた事業の割合	評価の内容
基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり	96.7%	4つの施策のうち「安全な妊娠・出産への支援」「育児不安の軽減と虐待発生予防への支援」「子どもと父母親への健康支援」については概ね達成できているが、「乳幼児の不慮の事故防止」の中の「男女共同参画計画としての取組」では必ずしも十分達成できていない点も見られる。 今後はそれぞれの事業の内容を実情を踏まえて精査し、着実に達成につなげていくことが求められる。
基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり	90.0%	5つの施策のうち、「経済的な支援の取組み」「多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実」「特別な援助を要する家庭への支援」は概ね達成できているが、「地域社会全体で子育て家庭を支援」「家庭生活と職業生活の安定」については「保育園における世代間交流事業（おじいちゃん先生）」「男女共同参画計画としての取組」等で部分的に達成できていない事業が発生しており、行うべき事業の精査が必要。 また「家庭生活と職業生活の安定」のための事業については、社会的に重要度が高まっている一方で支援策が少なくなっており、新事業の追加などを検討する必要がある。
基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり	100.0%	3つの施策（「子どもの権利を尊重する社会風土の醸成」「子どもを見守る地域の連携」「子どもに関する相談・支援体制の充実」）はいずれも達成できている。
基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり	83.3%	5つの施策のうち、「思春期の心と身体の健康づくり」「子どもの活動を支援する環境の整備」「魅力ある学校教育の推進」については概ね達成できているが、「多様な体験機会の拡大」「自立を促す企画・参画型事業の充実」については十分に達成できていない部分がある。 参加者や担い手の減少といった課題を持つ事業もあるため、実情を踏まえた事業のスクラップアンドビルドが求められる。
基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいむらづくり	100.0%	3つの施策（「快適な生活空間の整備」「子どもの安心・安全の確保」「子育ての男女相互協力への応援」）はいずれも達成できている。しかしながら、男性の育児参加を促す事業としては、近年の社会情勢を踏まえると必ずしも十分とはいえず、今後は事業の追加等を検討することが求められる。
全事業	91.4%	

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

【計画の基本理念】

一人ひとりの子どもの成長に寄り添い、 地域に誇りをもった育ち・学びを実現するむら

子どもは、家庭に喜びや生きがいをもたらし、地域に活力を生み出す山形村のかけがえのない一員です。山形村に生まれた子どもが心豊かで健やかに育つことは、これからの未来を創る大きな原動力となります。このため本村では、子育て家庭を支え、子どもが育ち学ぶ環境をつくるための様々な施策を推し進めてきました。

近年、少子化・核家族化、母親の就業の増加などの影響により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。「子育ては家庭が責任を持って行う」という原点を大切にしながらも、地域全体として子育て家庭に寄り添い、支える姿勢がより重要になっています。また高度情報化や価値観の多様化といった社会情勢の中で、子どもには生まれ育った地域に対する愛着を持ち、地に足をつけて成長してもらいたいという期待が益々高まっています。

こうしたことを踏まえて本村では、地域で活動する多様な関係者の皆様と連携しながら、子育てを取り巻く環境に対応し、子育て家庭の負担や不安を和らげ、一人ひとりの子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援する施策を推し進めていきます。またその中で、子どもに地域社会に触れる多様な機会を提供し、生まれ育った郷土に誇りを持ち、その未来を創る担い手としての可能性を伸ばせるよう支えます。

本計画は、以上の考えを「一人ひとりの子どもの成長に寄り添い、地域に誇りをもった育ち・学びを実現するむら」という基本理念として掲げ、この考えのもとに子育て環境を支えるための各種施策を展開します。

2. 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けては、本村の現状の課題を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げて、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実

■現状の課題

- ・少子化、核家族化が進んでおり、地域においては益々、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりが求められています。
- ・3歳未満児の保育や小学生の放課後児童クラブをはじめとして、子どもの預け先や居場所を求めるニーズが増加傾向にあり、これに応えることのできる体制が求められています。



安全な妊娠・出産のための支援から、母子の健康づくり・子育ての支援までを切れ目なく充実させ、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを進めます。

まずは妊娠期から出産、育児にかけて、母子保健サービスを着実に提供すると共に、その中で子育て支援事業との連携を強化します。

また、近年ニーズの高まっている3歳未満児の保育や小学生の放課後の居場所づくりをはじめとする、預かりサービス等を充実します。

さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減や広報・啓発活動などによって、安心して子育てのできる環境づくりを後押しします。

(2) 家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実

■現状の課題

- ・母親の就業率向上、フルタイム就業の増加など、父母親が共に働く家庭が増加しており、父親の育児参加をはじめとして、家庭において保護者が子どもと向き合える時間的・精神的なゆとりを確保することが重要になっています。
- ・近年の社会的な重要性も踏まえると、子育てと仕事の両立や、そのための職場の理解や家庭での役割分担を促すことについて、地域としても積極的に取り組む姿勢が求められるといえます。



子育て家庭への支援を充実させることで、子育ての主役である家庭の活力を維持し、その“子育て力”を高めます。

このために、親が子育てと仕事を両立して適切に子どもと向き合えるよう、職場の理解や家庭での役割分担を促したり、家庭での教育について保護者の理解を促すための支援を行います。

また、家庭の問題をいち早く発見する相談体制の充実や、援助を要する状況にある家庭への着実な支援によって、育児不安の軽減・虐待発生予防につなげます。

(3) すべての子どもに居場所があるむらづくり

■現状の課題

- ・共働きの増加などの家庭環境の変化に伴って、家庭だけでなく地域全体としても子どもを受け入れ、その居場所を確保することが重要となっています。
- ・地域内で子どもの活動の場となる施設やイベントの重要性が高まっています。子育て支援センターの開設や信州型コミュニティスクールの推進といった近年の取組とも連携し、地域ぐるみで子どもの居場所を確保することが求められています。



一人ひとりの個性やその家庭環境に応じながら、多様な場面・方法で子どもへの支援を行い、子どもの将来の人格形成に重要となる育ちや学びの場所を地域全体で確保します。

このために、子育て支援センターや児童館をはじめ、学校・図書館・公園等の公共施設を活用し、地域全体のネットワークを通じて、子どものための多様な居場所を確保します。

また、地域資源を活用して山形村ならではの様々な体験の機会を用意し、子どもの心身ともに健全な成長を支援します。

3. 施策の体系

本計画は、先に定めた3つの「基本目標」ごとに、それを達成するための「施策」を設定します。また、それぞれの施策を推進する「個別方針」を複数定め、その方針に基づいて具体的な事業を実施していきます。施策体系の全体像を下記に示します。

基本目標1：妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実

施策	個別方針	事業
1 産前・産後の支援	1 安全な妊娠・出産への支援	① 母子健康手帳の交付
		② 妊婦一般健康診査
		③ アルコール・喫煙の害についての啓発
		④ 不妊・不育治療費の補助
	2 子どもと家庭の健康づくり	① 乳児健康診査（4、7、10か月児）
		② 幼児健康診査（1歳6か月児、3歳児）
		③ 1歳6か月児・3歳児の眼科検診
		④ 2歳児健康相談
		⑤ 産婦健康診査
		⑥ 産後ケア事業
2 乳幼児期の支援	1 保育園の充実	⑦ 予防接種
		① 保育園運営
		② 保育園相談窓口
		③ 延長保育
		④ 一時保育事業
		⑤ 園開放
	2 預かりサービスの充実	⑥ 保育に関わる人材の確保
		① ファミリー・サポート・センター事業
		② 病後児保育事業
		③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
3 安心して子育てのできる環境の整備	1 経済的な支援	④ 放課後児童クラブ
		① 保育にかかる負担軽減
		② 児童手当
		③ 福祉医療費の助成
		④ 未熟児養育医療の給付
	2 情報提供の充実	⑤ 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業
		① ガイドブック・HPIによる情報提供
		② 広報・啓発
	3 子どもを守る環境の整備	① 防犯
		② 青少年見守り事業
		③ 交通安全
		④ 防災

基本目標2：家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実

施策	個別方針	事業
1 家庭の子育て力の強化	1 子育てと仕事を両立できる環境の整備	① 家族が協力し合う育児の促進・支援
		② 保護者の就労相談支援
	2 家庭教育への支援	③ ワークライフバランスの推進
		① ブックスタート事業
		② 離乳食教室
		③ 保育士体験
		④ 親子参加型の子育て講座
		⑤ ペアレント・トレーニング
	⑥ クッキング講習会	
	2 育児不安の軽減と虐待等の発生予防	1 訪問・相談による問題の早期発見や不安の解消
② 新生児訪問		
③ 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）		
④ 産婦訪問		
2 相談体制の充実		⑤ 2ヶ月児相談（Babyメイト）
		① 赤ちゃんちびっこ相談
		② 子育て相談
		③ 巡回相談
		④ 教育相談の充実
		① 養育支援訪問事業
3 特別な援助を要する家庭への支援	② 風の子広場（母と子の遊びの教室）	
	③ 障がいのある子どもへの教育支援	
	④ 母子・父子家庭等福祉医療費給付金	
	⑤ 重度心身障がい児福祉医療費給付金	
	⑥ 児童虐待・要保護家庭に関する相談	
	⑦ 要保護児童対策地域協議会	

基本目標3：すべての子どもに居場所があるむらづくり

施策	個別方針	事業
1 子どもの活動を支える環境の整備	1 子どもの居場所となる環境の整備	① 子育て支援センター
		② 児童館運営
		③ 既存施設を活かした子どもの居場所づくり
	2 地域の子育てネットワークの強化	④ 子どもの学習支援
		⑤ 公園の維持・保全
		⑥ 施設・設備の整備・充実
2 地域と連携した魅力ある教育の推進	1 多様な体験機会の拡大	① 地域と連携したコミュニティスクールの推進
		② 地域と学校・PTAの連携
		③ 児童館と学校の連携
		④ 青少年サポーター育成事業
	2 魅力ある学校教育の推進	① 運動教室
		② 児童館を活用した体験の機会づくり
		③ 通学学舎
		④ 世代間交流の促進
		⑤ 子ども会育成会による体験の機会づくり
		⑥ 地元産食材の給食利用の推進
2 魅力ある学校教育の推進	① ペア活動の推進	
	② ふるさと学習の推進	
	③ 教育内容の充実	
	④ 教職員の能力向上	
	⑤ 性に関する教育の充実	

第4章 施策の推進

基本目標1 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実

「一人ひとりの子どもの成長に寄り添い、地域に誇りをもった育ち・学びを実現するむら」を実現するために、安全な妊娠・出産のできる環境づくりから母子の健康づくり、保育や預かりサービスによる子育て支援までを切れ目なく行い、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを推進していきます。

施策1 産前・産後の支援

個別方針1 安全な妊娠・出産への支援

個別方針2 子どもと家庭の健康づくり

施策2 乳幼児期の支援

個別方針1 保育園の充実

個別方針2 預かりサービスの充実

施策3 安心して子育てのできる環境の整備

個別方針1 経済的な支援

個別方針2 情報提供の充実

個別方針3 子どもを守る環境の整備

施策1 産前・産後の支援

「妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実」の達成に向けて、母子保健サービスを着実に提供すると共に、その中で子育て支援事業との連携を強化し、妊娠から出産までの期間を安心して過ごせるよう支援します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
妊婦相談実施割合 (対母子手帳交付数)	98.4%	100%	山形村第5次総合計画の指標
乳幼児健康診査受診率	98.7%	100%	山形村第5次総合計画の指標
定期予防接種接種率	80.1%	100%	山形村第5次総合計画の指標

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	・健康診査、予防接種等の確実な受診・接種
➤ 保健・医療関係の皆様	・健康診査、保健指導等の支援制度の周知と利用促進 ・子どもや家庭に関する問題の早期発見 ・保育・子育てサービス関係の皆様との情報共有
➤ 保育サービス関係の皆様	・健康診査や予防接種等を受けない、知らない家庭への声かけ ・母子保健・医療関係の皆様との情報共有
➤ 地域の皆様	・妊婦や乳幼児の保護者への声かけ、見守り

個別方針1 安全な妊娠・出産への支援

妊娠から出産に至るまでの妊婦に対する支援・指導を手厚く行い、安心して子どもを授かれる環境をつくれます。

内容	担当課
①母子健康手帳の交付 「母子健康手帳」を交付し、妊娠中の母体の健康管理を図ります。交付時には保健師、管理栄養士より活用方法や留意点等について説明を行います。	保健福祉課
②妊婦一般健康診査 妊婦に対する健康診査を実施し、妊婦の健康の保持及び増進を図ります。母子健康手帳の交付時に受診券を手渡すなど、受診率向上に努めます。 ⇒p. 70 に量の見込みと確保方を掲載します。	保健福祉課
③アルコール・喫煙の害についての啓発 小学校高学年～成人を対象にパンフレットを配布して喫煙・アルコールの害についての知識を広めます。また妊婦に対しては母子健康手帳交付時にパンフレットを手渡すほか、健康スクリーニング検査等でもパンフレットの配布を行い、喫煙・アルコールの害について啓発していきます。	保健福祉課
④不妊・不育治療費の補助 1年以上山形村に住民票のある夫婦を対象として、不妊・不育治療費の補助を、実費の2分の1以内・1組につき年1回（通算5回）を限度として、上限200,000円で行います。	保健福祉課

個別方針2 子どもと家庭の健康づくり

定期的な健康診査によって子どもと母親の健康を守り、子どもが健やかに育つことを支援します。また村内の関係機関と連携しながら、子育て家庭に対する受診の勧奨を行います。

内容	担当課
①乳児健康診査（4、7、10か月児） 医師による健康診査によって乳児の発育、発達の状況を確認し、疾病・異常の早期発見を図ります。併せて、育児の不安を抱えた母親への相談支援を行います。	保健福祉課
②幼児健康診査（1歳6か月児、3歳児） 医師による健康診査によって幼児の発達、発育の状況を確認し、健やかな幼児期を過ごせるよう育児支援を行います。	保健福祉課
③1歳6か月児・3歳児の眼科検診 幼児に対する視力、屈折、眼位測定等の眼科診察を行い、疾病・異常の早期発見を図ります。	保健福祉課
④2歳児健康相談 2歳児を対象に、身体測定および発達・育児・栄養・歯科・心理等にかかる健康相談を行います。これに併せて子育てに関する相談も行います。	保健福祉課
⑤産婦健康診査 産後2週間および1か月の2回実施し、産後の母親の心身の健康状態を確認し、その保持及び増進を図ります。母子手帳交付時に受診券とチラシを配布します。	保健福祉課
⑥産後ケア事業 出産後の退院から30日以内の母親で、出産後手伝ってくれる人がいない、育児や身体の回復に不安のある方を対象として、病院や助産所で授乳指導や育児相談等を受けながら心身のケアを受けることのできる宿泊や日帰りサービスの利用料の一部を村で負担します。	子育て支援課
⑦予防接種 予防接種法に基づく予防接種を実施し、感染症予防による乳幼児の健やかな成長を促します。	保健福祉課

施策2 乳幼児期の支援

「妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実」の達成に向けて、乳幼児の子どもを抱える家庭の状況やニーズに応じながら、保育や一時預かりのサービスを通じた支援を実施します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
休日児童施設開所箇所数	1箇所	1箇所	山形村第5次総合計画の指標
病後児保育の実施箇所数	1箇所	1箇所	山形村第5次総合計画の指標
ファミリー・サポート・センターの協力会員数	29人	30人	利用しやすい状況を保つために、協力会員の数を維持する

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	・保育サービスの適切な利用による園の運営への協力
➤ 保育サービス関係の皆様	・保育サービスの水準の維持、改善 ・保護者に対する、様々な支援サービス情報の提供
➤ 預かりサービス関係の皆様	・個々の家庭の状況やニーズに応じた預かりサービスの提供
➤ 地域の皆様	・ファミリー・サポート・センター事業等を通じた、子育て支援への参画

個別方針1 保育園の充実

保護者の就労等の家庭状況に関わらず子どもがきちんと成長していけるよう、乳幼児期の子どもを対象とした保育サービスを充実させます。

内容	担当課
<p>①保育園運営 子育て家庭の利用ニーズに応じられる体制を整えながら、乳幼児を預かる保育園を運営します。また、保育士をはじめとする人材の確保に努め、その余裕のある配置や土曜日の標準時間運営を検討するなど保育サービスの質の向上を図ります。さらに、幼稚園利用ニーズにも応えられるよう、令和6年度までの実現を目指して山形保育園の「認定こども園」化に取り組みます。私立認可保育園に対しても、研修や施設整備等への補助を行い、保育の質の向上を図ります。 ⇒p. 56 以降に量の見込みと確保方を掲載します。</p>	子育て支援課 (保育園)
<p>②保育園相談窓口 保育園において、電話および保育園の窓口において、保護者からの相談を随時受け付けます。</p>	子育て支援課 (保育園)
<p>③延長保育 保育園の通常の運営時間では対応できない保護者のために、保育時間を延長して預かります。 ⇒p. 66 に量の見込みと確保方を掲載します。</p>	子育て支援課 (保育園)
<p>④一時保育事業 小学校就学前までのお子さんを対象として、保護者が病気や急な用事等のために家庭での保育が一時的に困難となった場合に、保育園で一時的に預かります。 ⇒p. 65 に量の見込みと確保方を掲載します。</p>	子育て支援課 (保育園)
<p>⑤園開放 保育園の遊び場を年に5回程度開放し、子育て家庭の保護者や子どもの受け入れを行って保育園を知ってもらうと共に、子育てに関する悩みごとの相談を受け付けます。</p>	子育て支援課 (保育園)
<p>⑥保育に関わる人材の確保 村全体として、保育士をはじめとする保育に関わる人材を十分に確保し、適切に配置することによって、3歳未満児の利用など近年の子育て家庭ニーズに対応できるよう努めます。</p>	子育て支援課 (保育園)

個別方針2 預かりサービスの充実

子育て家庭が、必要な時にニーズに応じたサービスが利用できるよう、各種預かりサービスを充実します。

内容	担当課
<p>①ファミリー・サポート・センター事業 子育て支援センターが主体となって、育児の手助けが必要な人（依頼会員）に育児の手助けができる人（協力会員）を紹介する会員制の有償ボランティア制度を運営します。子育て支援センターの行う各種の相談や広報活動を通じて周知を進め、協力会員の確保に努めます。 ⇒p. 69 に量の見込みと確保方策を掲載します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>②病後児保育事業 子育て支援センターにおいて、病気回復期にある子どもを専用の病後児保育室で預かり、看護師と保育士による保育を行います。 ⇒p. 67 に量の見込みと確保方策を掲載します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>③子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者の病気その他の理由で、家庭での養育が一時的に困難となった子どもを対象として、児童福祉施設での宿泊を伴った預かりサービスを提供します。トワイライト事業（平日夜間や休日の預かり）については、要望や施設の受け入れ態勢等を参考に実施を検討します。 ⇒p. 64 に量の見込みと確保方策を掲載します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>④放課後児童クラブ 共働きなどで昼間留守になる家庭の小学生児童を対象として、児童館において放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全育成を図ります。また保護者の利用ニーズの増加に対応できるよう、小学校の空き教室の利用など子どもを受け入れる空間や支援員の適切な確保に努めます。 ⇒p. 68 に量の見込みと確保方策を掲載します。</p>	<p>子育て支援課</p>

施策3 安心して子育てのできる環境の整備

「妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実」の達成に向けて、経済的支援の充実、広報啓発、防犯や交通安全の呼びかけなど、地域全体で子育てのしやすい環境づくりを進めるための事業を実施します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
出生届を出した保護者への子育て応援BOOKの配布状況	(未把握)	100%	
保育園、小学校の緊急メール登録率	100% (保育園)	100%	

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	・子どもに対する防犯・防災・交通安全の教育
➤ 保育サービス関係の皆様	・行政と連携した、子育て家庭に対する適切な補助・支援制度の周知、利用促進
➤ 教育機関	・児童への交通安全や防犯等のための教育、意識啓発 ・保護者への情報提供、広報
➤ 警察	・巡回パトロール等での子どもの見守り、声かけ ・交通安全や防犯等の広報、意識啓発
➤ 地域の皆様	・子どもの見守り、声かけ（防犯、防災、交通安全など）

個別方針1 経済的な支援

子育てにおける各種の経済的支援制度を周知・運用することによって、子どもを育てる家庭の負担を軽減します。

内容	担当課
①保育にかかる負担軽減 保育にかかる家庭の負担を軽減するために、幼児教育・保育の無償化対策を推進するとともに、村独自の負担軽減策等についても検討を進めます。	子育て支援課
②児童手当 中学3年生までの子どもの養育をしている方へ手当を支給し、家庭における生活の安定と次代を担う子どもの健全な育成を図ります。	住民課
③福祉医療費の助成 0歳から18歳までを対象として子どもの医療費を助成し、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ります。	住民課
④未熟児養育医療の給付 発育が未熟なため入院を必要とする子どもに対し、その治療に必要な医療費を助成することで、家庭の経済的負担を軽減します。	保健福祉課
⑤小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業 特定の慢性疾患のため長期にわたり療養を必要とする子どもに対し、日常生活用具（特殊寝台等）を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	保健福祉課

個別方針2 情報提供の充実

子育て家庭に対する有用な情報の提供や、子育て家庭を見守る地域全体に対しての広報啓発を通じて、子育てを助けるための情報が子育て家庭に届くよう図ります。

内容	担当課
①ガイドブック・HPによる情報提供 子育て家庭を支援するための様々な事業や制度を集約し、子育て応援アプリ「ココイク」によって一元的に情報案内すると共に、こうした情報を「子育てガイドブック」として取りまとめ、子育て家庭へ配布します。	子育て支援課
②広報・啓発 子どもを含めた地域住民の安全を守り、安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「広報やまがた」やポスター等によって広く住民向けの意識啓発を行います。また相談をはじめとする子育て支援を行うタイミングに合わせ、保護者に対して経済的支援制度などの有用な情報を提供します。	子育て支援課

個別方針3 子どもを守る環境の整備

子ども、子育て家庭、また子どもを見守る地域全体に対して、広報啓発や地域ぐるみの取組を促すことで、子どもが安心して育つことのできる地域環境づくりを推進します。

内容	担当課
①防犯 子どもの安全確保のため、地域住民や防犯協会等の関連機関と連携しながら、「青色防犯パトロール」による巡回を実施します。また安全確保上の重要箇所における防犯灯設置を進め、要望のあった箇所への対応検討や修繕対応を適宜行っていきます。	総務課
②青少年見守り事業 国、県の強調月間等に合わせ、青少年の健全育成のための広報啓発、有害社会環境のチェック、あいさつ運動などに取り組みます。	子育て支援課
③交通安全 子どもの交通事故防止のために、学校や公共施設等での講習やイベントを通じて、子どもや住民の交通安全意識や交通マナー向上を促します。	総務課
④防災 子どもや住民等への情報提供・意識啓発、防災訓練の実施等によって、防災・危機管理の意識向上を図ります。	総務課

基本目標 2 家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実

「一人ひとりの子どもの成長に寄り添い、地域に誇りをもった育ち・学びを実現するむら」を実現するために、子育ての主役である家庭の活力を維持しその“子育て力”を高めるための支援を進めると共に、相談や特別な支援体制によって子育てにおける問題の早期発見とその対応ができるように施策を推進していきます。

施策 1 家庭の子育て力の強化

個別方針 1 子育てと仕事を両立できる環境の整備

個別方針 2 家庭教育への支援

施策 2 育児不安の軽減と虐待等の発生予防

個別方針 1 訪問・相談による問題の早期発見や不安の解消

個別方針 2 相談体制の充実

個別方針 3 特別な援助を要する家庭への支援

施策 1 家庭の子育て力の強化

「家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実」の達成に向けて、保護者が子育てと仕事を両立しやすくするための支援や、保護者に対する情報提供等を通じ、家庭教育の質を底上げするための支援を実施します。

成果指標

指標名	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	説明
未就園児を抱える保護者の支援センターを年 1 回以上利用した割合	75.1%	100%	
ペアレント・トレーニングへの参加者数	3 人	15 人	
離乳食教室へ参加する保護者の割合	37.4%	80%	

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	・ 家庭内における、子育ての適切な役割分担・協力 ・ 子育てや家庭内教育についての正しい情報の収集、適切な学びと実践
➤ 保育サービス関係の皆様	・ 適切な家庭内教育についての保護者への情報発信や意識啓発、各種の教育支援の場への参加の呼びかけ
➤ 子育て中の保護者が勤務する職場の皆様	・ 保護者が子育てと両立できる働き方ができるような配慮、育児休暇等の支援制度の適切な運用
➤ 地域の皆様	・ 子育て中の保護者との交流、声かけ

個別方針1 子育てと仕事を両立できる環境の整備

子どもを育てる保護者が、子育てと仕事を両立し、家庭で十分に子どもと向き合うことができるよう支援します。

内容	担当課
①家族が協力し合う育児の促進・支援 父親・母親向けの各種教室や講座等で、子育てにあたっての生活設計や役割分担の方法などを学び考える機会を提供し、父親の主体的な子育てなど、家族が協力し合って子育てを行うことの重要性を啓発します。また、こうした啓発のための冊子等を保育や教育に関わる施設で配布し、広報・啓発に努めます。	子育て支援課
②保護者の就労相談支援 子育て支援センターや各種の相談事業等を通じ、保護者から就労や子育てと仕事の両立等についての相談を受け付けると共に、県の就労相談員の紹介や、各種就労支援サービス、就労した場合の預かりサービス等の情報提供等を行います。	子育て支援課
③ワークライフバランス¹の推進 子育て中の保護者が仕事と家庭生活の調和をとり、子どもに向き合う余裕を持てるよう支援するために、ワークライフバランスを推進する村独自のスローガンを定め、「広報やまがた」やポスター、チラシ等によって広く住民へ周知します。また商工会等を通じ、民間事業者に対してスローガンの周知や協力を呼びかけます	住民課

¹ ワークライフバランスとは、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。平成19年、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、国をあげてその推進が図られています。

個別方針2 家庭教育への支援

子育て家庭を対象とした教室や講座を開催したり、本や情報等を提供することによって、適切な家庭教育を支援します。また、こうした講座等の情報を広報周知し、多くの保護者の参加を促します。

内容	担当課
①ブックスタート事業 本を介して子どもと保護者が触れ合う機会や、子どもが読書に親しむきっかけをつくるために、子育て家庭へ本をプレゼントします。満7ヶ月児を対象とした「ファーストブック」、小学校1年生を対象とした「セカンドブック」のプレゼントを行います。	教育委員会
②離乳食教室 乳児の保護者を対象として、離乳食についての講話や調理実習を行う教室を開講します。	保健福祉課
③保育士体験 希望する保護者に対して、現場で保育士をサポートすることで保育に関わることのできる体験の機会を提供し、保育士の目線に立った子どもへの関わり方についての学びを促します。	子育て支援課 (保育園)
④親子参加型の子育て講座 乳幼児とその保護者を対象に、定期的（月3～4回程度）に親子参加型の講座を開催し、親子でできる遊びや伝統行事、世代間交流、救急法や交通安全など様々なテーマでの学びやリフレッシュを促します。また講座に合わせて子育てについての相談を受け付け、子育ての不安や困り事の解消に努めます。	子育て支援課
⑤ペアレント・トレーニング 未就学児および小学校低学年の子どもを抱える保護者を対象として、子どもとの適切な触れ合いや教育のあり方、家庭での役割分担や保護者に求められる姿勢等について学ぶための講座を開催します。	子育て支援課
⑥クッキング講習会 未就学児とその保護者を対象として、親子で参加できるクッキング講習会を開き、おかずやおやつの調理を通じた親子の触れ合いや子どもの食育推進を図ります。	子育て支援課 (保育園)

施策2 育児不安の軽減と虐待等の発生予防

「家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実」の達成に向けて、子育て家庭を対象とした相談体制の充実や地域と子育て家庭のつながりの強化を通じ、子育て家庭の問題の早期発見や虐待等の予防に努めます。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
新生児家庭訪問実施率	100%	100%	山形村第5次総合計画の指標
こんにちは赤ちゃん事業訪問割合(対出生数)	98.4%	100%	山形村第5次総合計画の指標
2ヶ月児相談(Babyメイト)の受講率	66.2%	80%	

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	<ul style="list-style-type: none">・子育てに不安や悩みのあった際の相談サービスの利用・施設やイベントへの参加等を通じた、地域交流の機会の積極的な活用
➤ 保育サービス、児童保護機関等の関係の皆様	<ul style="list-style-type: none">・各種相談・交流サービスの保護者への周知・母子保健・医療関係の皆様との情報共有、相互連携
➤ 地域の皆様	<ul style="list-style-type: none">・子育て中の保護者との交流、声かけ・子育てに課題を抱えた子育て家庭の早期発見

個別方針1 訪問・相談による問題の早期発見や不安の解消

妊娠期から乳幼児を対象に訪問・相談の機会を充実させ、妊婦や保護者への情報提供やアドバイスによって不安軽減を図ると共に、子育てにおける問題の早期発見に努めます。

内容	担当課
①妊婦相談 母子健康手帳交付後に妊婦に対する相談を行い、体調の確認や保健指導・各種の支援サービスについての情報提供等を行うことで、不安や困り事の解消に努め、出生後の生活のプランニングをサポートします。	子育て支援課
②新生児訪問 出生後1ヶ月間を目処として、新生児の生まれたすべての家庭を訪問し、体重測定や育児相談、子育てに関する情報提供を行います。	保健福祉課
③乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん） 出生後1～4ヶ月間を目処として、乳児を抱えるすべての家庭を訪問し、体重測定や育児相談、子育てに関する情報提供を行います。	子育て支援課
④産婦訪問 新生児訪問および乳児家庭全戸訪問において把握した乳児とその母親の状況を踏まえ、必要に応じて改めて家庭を訪問し、産婦からの相談を受けたり、適切な情報提供を行います。	子育て支援課・保健福祉課
⑤2ヶ月児相談（Babyメイト） 生後2ヶ月の赤ちゃんとその保護者を対象に、助産師や保健師による育児相談・学習を行う場を、毎月1回子育て支援センターで設けます。またこの場を活かし、保護者同士の情報交換やリフレッシュも促します。	子育て支援課

個別方針2 相談体制の充実

乳幼児から就学児に至るまでの間、保護者の悩みや、子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、保護者や保育・教育関係者から相談を受け付ける体制を充実させます。

①赤ちゃんちびっこ相談 概ね未就園の乳幼児を対象に、保健師・栄養士などによって、発達・発育・栄養等に関する相談を受け付けます。	保健福祉課
②子育て相談 乳幼児から児童、生徒まで幅広い年齢の子どもを対象とした子育てに関する相談を受け付けると共に、心理相談員等による専門的な相談対応も行います。各種の訪問・相談の機会との連携や、保育園・小学校等との連携を通じ、支援の必要な子育て家庭の把握や、関係者同士のスムーズな情報共有を行います。	子育て支援課
③巡回相談 保育園・小学校の保護者からの子育てに関する相談や、保育士・教員等からの保育・学校生活に関する相談に対し、定期的に巡回相談員が対応し、発達段階に応じたアドバイスや、心理士や言語聴覚士等の専門的な相談者の紹介等を行います。また相談の内容を蓄積し、園・小学校での取組を含めた村全体としての対応体制の改善についても考えていきます。	子育て支援課 ・教育委員会

<p>④教育相談の充実 幼児・児童・生徒及び保護者の悩みや、いじめ・不登校等の問題に対して相談に応じ、子どもや保護者の心身の健康維持を図ります。また園・学校等と連携しながら、こうした相談のしやすいよう相談窓口のワンストップ化を検討すると共に、相談サービスの周知・利用促進に努めます。</p>	<p>教育委員会</p>
---	--------------

個別方針3 特別な援助を要する家庭への支援

個別の支援を必要とする家庭を対象に、各々のケースに応じた支援を行い、それぞれの家庭が安心して子育てができる環境をつくります。

内容	担当課
<p>①養育支援訪問事業 出産後間もないご家庭や、子育てにおける不安や孤立感等を抱える家庭、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、訪問によって育児・家事の支援、養育に関する指導助言を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>②風の子広場（母と子の遊びの教室） スムーズな就園・就学を支援し、必要に応じて適切なサポート体制につなぐために、主として健康診査でフォローが必要と見られた乳幼児等を対象に、親子遊び、グループワーク、心理・発達・育児等の相談を行う教室を開きます。</p>	<p>保健福祉課</p>
<p>③障がいのある子どもへの教育支援 心身に障がいを持つ幼児・児童・生徒の可能性を最大限伸ばし、自己実現を促すため、本人及び保護者のニーズに応じた就学相談を行い、小学校など適切な教育環境を得られるよう支援します。また、障がい児の教育に関する知識や理解を広めるために、子育てに関わる機関・団体等と連携した周知・啓発に取り組みます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>④母子・父子家庭等福祉医療費給付金 母子・父子家庭や、父母のいない児童を養育している人を対象として、医療費の給付を行います。</p>	<p>住民課</p>
<p>⑤重度心身障がい児福祉医療費給付金 重度心身障がいを抱えた児童の医療費の給付を行います。</p>	<p>住民課</p>
<p>⑥児童虐待・要保護家庭に関する相談 保護者、保育園、小学校、中学校、医療機関、児童相談所等からの相談を電話や来所によって随時受け付け、児童相談所や各機関と連携しながら適切な対策を講じます。また職員や関係機関のスタッフに対する研修等を行い、虐待予防や緊急対応が適切にできるようスキルアップを図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>⑦要保護児童対策地域協議会 子育て支援関係者（保育士、教員、保健師等）と地域の情報を共有し、児童相談所をはじめ関係機関と連携して要保護児童対策を推し進める協議会を運営します。また協議会委員や子育て支援関係者を対象とした研修を実施し、関係者が適切に動けるよう知識・スキルの向上を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>

施策1 子どもの活動を支える環境の整備

「すべての子どもに居場所があるむらづくり」の達成に向けて、子育て支援センターや児童館をはじめ学校・図書館・公園等の公共施設を活用し、地域全体のネットワークを通じて、子どものための多様な居場所を確保します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
子育て支援施設の専門スタッフ数	6人	6人	山形村第5次総合計画の指標
青少年の居場所箇所数（児童館以外）	0箇所	1箇所	山形村第5次総合計画の指標
青少年サポーター ² の数	8人	11人	山形村第5次総合計画の指標

関係者に期待すること

➤ 教育機関	・地域の様々な主体と連携した「コミュニティスクール」の推進
➤ 放課後児童クラブ等、子どもの居場所になる拠点	・子どもの居場所の提供、見守りや声かけ ・学校と連携した教育の推進
➤ 地域の子ども会育成会、社会福祉協議会等の子育て支援に関わる団体	・学校・PTAと連携・協働した、子どもの見守りや居場所づくりの活動
➤ 地域の皆様	・子どもが生き生きと育ち・学べるように見守りや声かけ ・地域と学校が連携して学びや育ちの場をつくる取組への参加、ボランティア等としての協力

² 青少年サポーターとは、次代を担う青少年が心身ともに健全にたくましく成長することを支援するために、青少年の自主活動をサポートしその活動を牽引する青少年活動の核となる人材として、長野県が広く県民から募っている人材です。その活動内容としては、「子どもの見守り・声かけ」「子どもの居場所づくりの活動への参加」「自己研鑽」の3つが大きなテーマとして掲げられています。

個別方針1 子どもの居場所となる環境の整備

地域ぐるみで子どもの育ち・学びの場所を確保できるよう、保護者、地域住民、各種の公共施設等と学校との連携を促します。

内容	担当課
<p>①子育て支援センター 保育園や小中学校、医療機関、ボランティア等の子育て関係者間の情報共有や連携、また相談事業をはじめとする各種子育て支援サービスを行うにあたっての中核的施設として、子育て支援センターを官民協働で運営します。</p>	子育て支援課
<p>②児童館運営 児童館を運営し、一般利用に加えて保育園や放課後児童クラブ等へ開放することを通じて、村内に居住する児童に健全な遊びの場を提供します。</p>	子育て支援課
<p>③既存施設を活かした子どもの居場所づくり 学校の余裕教室や公共施設等を活用して、教職員、地域住民、施設スタッフ等の協力のもと、行きしぶりの子どもや放課後の子どもを見守ることのできる居場所を確保します。また村内にある様々な子どもの居場所の情報を集約し、広報や小中学校等を通じて、子育て家庭をはじめとする住民に広く周知します。</p>	教育委員会・ 子育て支援課
<p>④子どもの学習支援 学校の余裕教室や児童館、その他の公共施設等を利用し、子どもの学校の宿題等教科書を中心とした自主学習型の支援を行い、子どもの学習習慣や基礎学力の定着を図ります。</p>	教育委員会・ 子育て支援課
<p>⑤公園の維持・保全 子ども達が安心して利用し楽しめる場として、また幅広い年齢層に対応できるように、公園の保守点検と維持・管理を行います。</p>	総務課
<p>⑥施設・設備の整備・充実 充実した教育活動が展開できるよう、学校・児童館等の老朽化に伴う施設・設備の整備、充実に努めます。また、障がい児が安心して教育を受けることができるよう、必要に応じ施設の整備・改修を行います。なお本事業は「山形村公共施設等総合管理計画」により計画的な修繕・改修・更新を実施する予定です。</p>	教育委員会・ 子育て支援課

個別方針2 地域の子育てネットワークの強化

学校や地域の様々な主体の連携を促すことで、地域全体で子どもの育ち・学びを見守ることのできるネットワークの維持・強化を支援します。

内容	担当課
<p>①地域と連携したコミュニティスクールの推進 ホームページ等を通じた学校教育活動の地域への広報や学校支援ボランティアとの連携促進等によって、学校と地域や家庭との連携・協力を強め、開かれた学校づくりを促進します。また幼稚園・小学校・中学校が情報共有・連携を深め、一貫した教育に当れるよう図ります。</p>	教育委員会
<p>②地域と学校・PTAの連携 地域の子ども会育成会、社会福祉協議会、ボランティア、子育て支援に関わる団体等が、学校・PTAと連携し、協働して、地域の子どもの見守りや読み聞かせ、クラブ活動の支援等を行います。またこうした取組をスムーズに実施するために、学校が中心となって、児童館や子育て支援センター、社会福祉協議会等との定期的な情報交換を行います。</p>	教育委員会・ 子育て支援課
<p>③児童館と学校の連携 児童館と学校が密に連携し、定期的な情報共有や、緊急時の際の確認・対応がとれる体制を保つことで、児童の放課後の健全育成を図ると共に、問題の早期発見・対応につなげます。</p>	子育て支援課・ 教育委員会
<p>④青少年サポーター育成事業 青少年の健全育成のために活動する「青少年サポーター」の地域における育成と活動推進を図ります。</p>	子育て支援課

施策2 地域と連携した魅力ある教育の推進

「すべての子どもに居場所があるむらづくり」の達成に向けて、地域資源を活用して山形村ならではの様々な体験の機会を用意し、子どもの心身ともに健全な成長を支援します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
通学学舎への参加者数	26人	30人	
学校支援ボランティア数	202人	220人	山形村第5次総合計画の指標

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	・ 子どものための体験や学びの場の積極的な利用
➤ 教育機関	・ 各種の体験や学びの場をつくるにあたっての協力 ・ 学校教育における子どもの健全な成長を促すための取組 ・ 子どもや保護者への情報提供、参加の呼びかけ
➤ 公民館、図書館等の子どもの居場所になる拠点、また社会福祉協議会等の子どもの福祉にかかわる活動団体	・ 各種の体験や学びの場の提供
➤ 地域の皆様	・ 子ども会をはじめ、子どもの活動の場の運営に対する参画・協力

個別方針1 多様な体験機会の拡大

子ども向けの様々な企画・参加型事業を充実させることで、自然、文化、スポーツなど幅広い分野で多様な体験ができるよう支援します。

内容	担当課
①運動教室 保育園において運動に親しむ機会をつくり、幼児の健全な発育を促します。また児童館等において、小学生を対象とした体操、ダンス、遊びなどを通じて運動に親しむ教室を開き、子どもの体力向上や心身の健全な成長を促します。	子育て支援課 (保育園)
②児童館を活用した体験の機会づくり 児童館を活用し、主に小学生を対象として手話、囲碁、運動、絵手紙等のクラブ活動を行うほか、多くの子どもが参加できる体験イベントを開催し、様々な体験の機会を創出します。	子育て支援課
③通学学舎 村内の公共施設等を活用し、一定期間泊り込みの集団生活を過ごしながら学校に通う「通学学舎」を開催し、様々な体験を通じた子どもの成長の機会をつくれます。	教育委員会
④世代間交流の促進 保育園・小学校・中学校と連携して職業体験をはじめとした世代間交流の機会をつくることで、子どもの主体性を引き出し、その成長を促します。	教育委員会・ 子育て支援課 (保育園)
⑤子ども会育成会による体験の機会づくり 子ども会育成会による各種体験イベントを事務局として運営し、子どもが地域の自然や文化に触れることのできる機会づくりを支援します。	子育て支援課
⑥地元産食材の給食利用の推進 学校給食において、できるだけ村内産・県内産の食材を利用し、子どもが地元の食材に親しむ機会をつくり、地産地消を推進します。	教育委員会・ 子育て支援課 (保育園)

個別方針2 魅力ある学校教育の推進

学校教育において、子どもの健全な成長を促すための取組を推進します。

内容	担当課
①ペア活動の推進 園児と小学校児童とがペアになって活動する機会をつくることで、子どもの主体性を引き出すと共に、互いに刺激を与え合うことによる成長を促します。	教育委員会・ 子育て支援課 (保育園)
②ふるさと学習の推進 地域の自然や文化、歴史等を学ぶ参加型イベントを開催し、子どもの生まれ育った郷土への愛着を育みます。	教育委員会
③教育内容の充実 基礎的な学力の向上に加えて、善悪の判断や思いやり等の心の教育を充実させると共に、地域の自然・文化・歴史等を活かした特色ある教育カリキュラムづくりに取組みます。	教育委員会
④教職員の能力向上 教職員を対象とした研修を実施し、実践的指導力の向上を図ると共に、これを通じた授業改善に努めます。また、教職員が地域の自然、文化、歴史等を学ぶための研修を行い、教育カリキュラムの充実につなげます。	教育委員会
⑤性に関する教育の充実 性に関する諸問題の低年齢化を踏まえ、小学校1年生から計画的・系統的に、性に関する教育や意識啓発の取組を進めます。	教育委員会

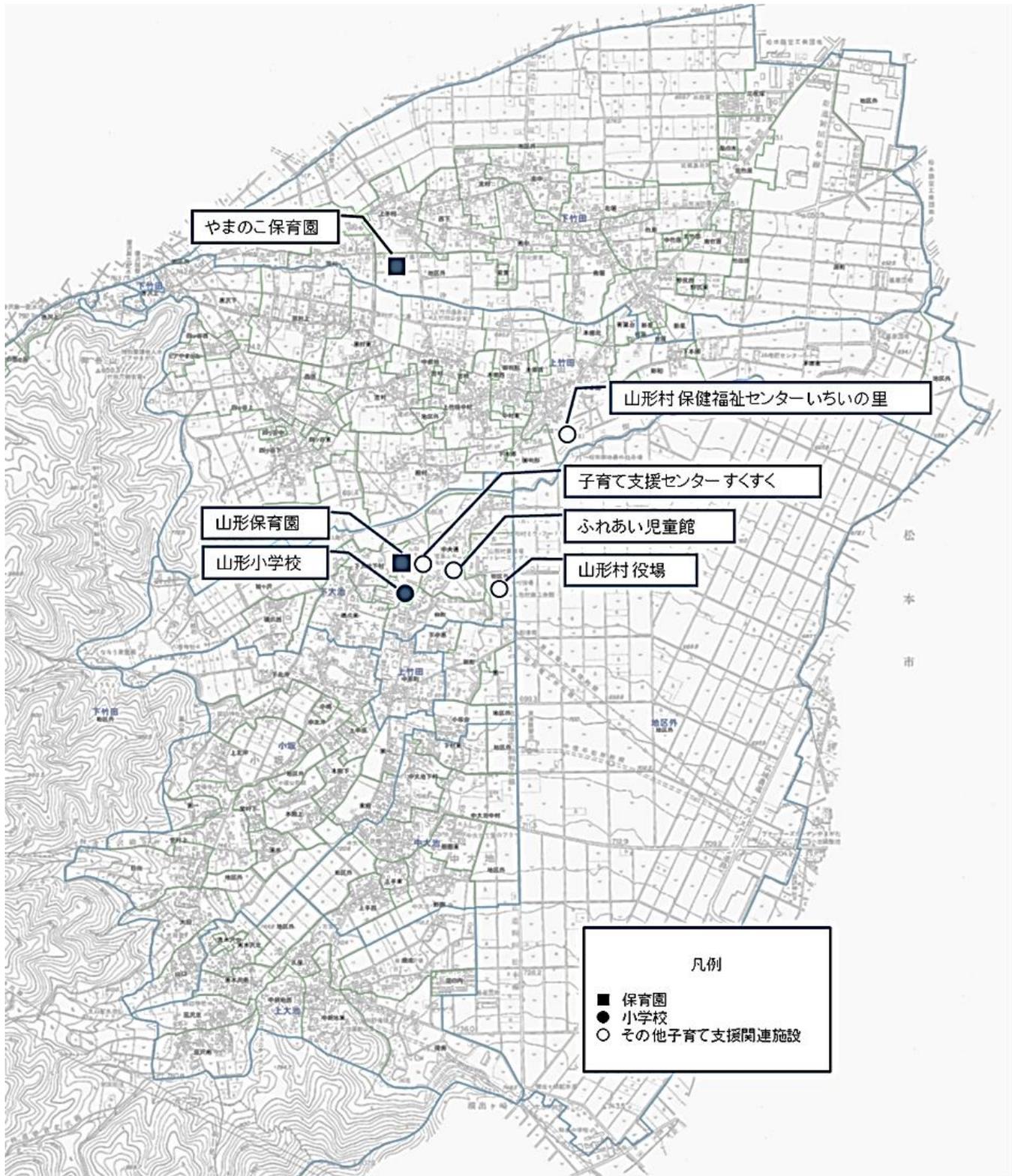
第 5 章 量の見込みと確保方策

1. 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を設定することとされています。

本村においては、小学校区が1地区となっており、その他の地理的・社会的条件、また教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の提供状況を勘案し、各事業の提供区域を1区域として設定します。

	量の見込みを出す必要のある事業	対象児童年齢	区域
教育・保育	① 1号認定(認定こども園、幼稚園) 2号認定(教育の利用希望が強いもの)	年少～年長	1区域
	② 2号認定(保育所、認定こども園、地域型保育)	年少～年長	
	③ 3号認定(保育所、認定こども園、地域型保育)	3歳未満児 (4月1日現在満年齢)	
地域 子ども・子育て 支援事業 (山形村におけ る事業名)	(1) 利用者支援事業	0歳～小学6年生	1区域
	(2) 地域子育て支援拠点事業	就学前児童 (事業量は0～2歳で算出)	
	(3) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4ヵ月まで	
	(4) 養育支援訪問事業	—	
	(5) 子育て短期支援事業 (子育て支援ショートステイ)	18歳未満の児童	
	(6) 一時預かり事業	就学前児童	
	(7) 延長保育事業	就学前児童	
	(8) 病児・病後児保育事業 (病後児保育)	生後6ヵ月～小学校6年生	
	(9) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学生	
	(10) ファミリー・サポート・センター事業	0歳～中学3年生	
	(11) 妊婦健康診査	—	
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進する ための事業	—	



やまのこ保育園

山形村保健福祉センターいちいの里

子育て支援センターすくすく

山形保育園

ふれあい児童館

山形小学校

山形村役場

凡例
 ■ 保育園
 ● 小学校
 ○ その他子育て支援関連施設

〈参 考〉

量の見込みを算出するために、住民基本台帳による行政地区別・性別・年齢別人口（令和元年4月1日現在）を使用し、コーホート変化率法を用いて本村の計画期間における子どもの人口を推計しました。

次ページ以降では、下表の人口に対応した量の見込みを設定しています。

	推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	60	60	60	60	60
1歳	64	62	62	62	62
2歳	63	65	63	63	63
3歳	70	64	65	65	65
4歳	79	71	64	66	66
5歳	81	79	71	65	66
0-5歳	417	401	385	381	382
6歳	60	81	80	72	65
7歳	86	59	82	80	72
8歳	77	83	57	82	81
9歳	72	75	81	55	83
10歳	63	70	73	78	53
11歳	93	61	68	70	76
6-11歳	451	429	441	437	430

2. 量の見込みと確保方策

(1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施
	利用できる保護者	制限無し
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年に導入)。 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、更に普及を図っていきます。	
地域型保育	施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳の子どもを預かる事業。 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型があります。	

<山形村の事業展開>

本村では、保育園2園(村立1園・私立1園)が保育サービスを提供しています。
近年、3歳未満児の保育需要が増大しており、対応が急務となっています。

イ 量の見込みと確保方策

■ 1号認定(3~5歳の教育認定)

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号				
	3-5歳				
量の見込み	12	11	10	10	10
確保方策	12	11	10	10	10

1号認定(教育標準時間認定)は、満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子どもが対象です。村内には幼稚園がないため、近隣市町村の幼稚園を利用してニーズに対応します。確保方策の値は、量の見込みを上回っているため、既存施設において教育サービスを提供していきます

■ 2号認定（3～5歳の教育認定）および3号認定（0～2歳の保育認定）

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	3号		2号												
	0歳	1-2歳	3-5歳												
量の見込み	14	77	206	13	76	192	13	75	180	12	75	175	12	75	177
確保方策	18	81	241	18	81	241	18	81	241	18	81	241	18	81	241

2号認定（保育認定）は、満3歳以上の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等での保育を希望する子どもが対象です。量の見込みは既存施設で対応できる規模となっています。

3号認定（保育認定）は、満3歳未満の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等での保育を希望する子どもが対象です。量の見込みは既存施設で対応できる規模となっています。

これらのサービス水準を維持するために、担い手である保育士を確保し、保育の質を守るため、保育士の処遇改善や研修の強化に取り組みます。

(2) 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携などに係る事項

ア 認定こども園の普及に係る考え方

本村では、保育園2園（村立1園・私立1園）が保育サービスを提供していますが、幼稚園はなく、幼児期の教育ニーズについて村外の幼稚園で対応しています。ニーズ調査では「幼稚園を希望している」が14%、「認定こども園を希望している」が11.6%となっており、約4分の1の保護者が、幼児期の教育ニーズを望んでいると見られます。村内で幼児教育が受けられない環境に対しては、保護者からも「これから生活を共にする子ども達との集団保育を経験させておきたい」などの要望があがっており、これに応じるため平成30年度から山形保育園で特別利用保育を実施しているところです。

また保育園に幼稚園機能を持たせることは、一部利用者の施設利用の短縮につながるが見込めることから、3歳未満児の保育需要の増大に対応する方策のひとつになるとも考えられます。

こうした背景から、すべての子どもや子育て家庭に、身近な地域で必要な支援を提供するために、本村では令和6年度までの実現を目指し、山形保育園の「認定こども園」化（保育所型認定こども園の実現）に取り組みます。

イ 質の高い幼児期の教育・保育と地域の子育て支援

子どもの成長には、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの様々な側面があり、互いに関係しあっています。本村では、子どもの発達段階に応じて教育・保育の質を担保できるよう、保育士をはじめ必要な人材確保に努め、その処遇改善に取り組みます。

また、子育て支援センターが中心となり、出産から子育ての様々なタイミングで子育て家庭と接触する機会を設けることで、虐待をはじめとする問題の早期発見や、特別な支援が必要な子どもが円滑に適切な教育・保育を利用できるよう図ります。

さらに、心身に障がいがある、日本の文化や言語に不慣れである、その他何らかの問題が生じる環境でも、子どもが健やかに育ち、その可能性を伸ばすことができるように、心理相談員をはじめとする専門的な相談者やアドバイザー等とも連携して訪問・相談対応・巡回指導の充実を図ります。同時に、そこで得られた情報の蓄積や、保育園・小学校等とも連携した村全体としての対応につなげます。

ウ 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

本村では、子育て支援センターが中核的な役割を担い、保育園、小学校、中学校が情報共有・連携を深めており、適切な支援や問題への対応、様々な教育や体験機会の提供、一貫した教育に当れる体制をとっています。

今後も、これまでの取組を軸に、こうした体制を維持・促進し、一人ひとりの子どもの成長に寄り添った保育・教育を展開します。

エ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化においては、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保

護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討・改善を行います。

経済的な支援としては、幼児教育・保育の無償化に併せて、保育料については、3歳未満児のひとり親家庭、障がい児（者）等の家庭、課税額に応じた多子世帯等の軽減をしています。また副食費に係る費用については、年少児から年長児について年収360万円未満相当の世帯の子どもおよび保育園等を利用している子どもたちのうちで第3子以降の子どもを対象として軽減し、子育て家庭の負担軽減を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

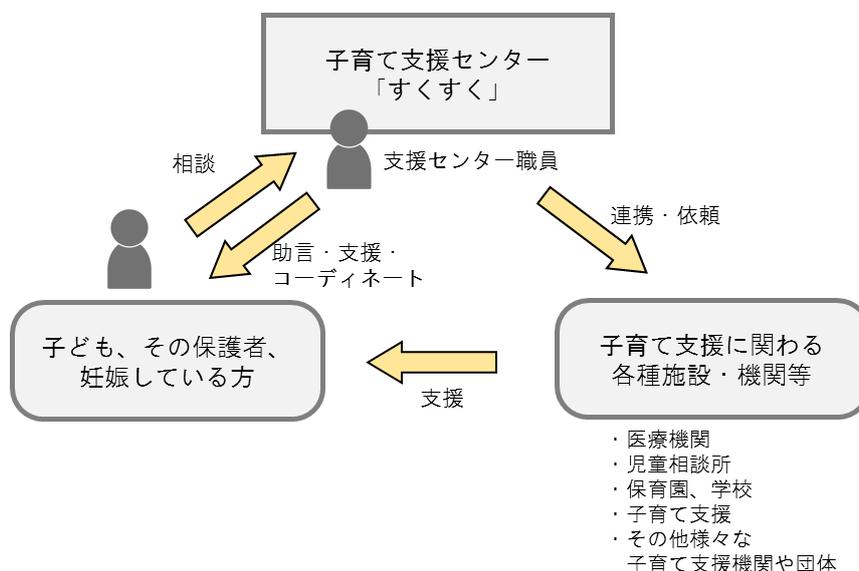
ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で専任の職員が、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<山形村の事業展開>

本村では、子育て支援センター「すくすく」が中核となり、児童館、2保育園とも連携しながら様々な相談支援を実施しています。



イ 量の見込みと確保方策

子育て支援センター「すくすく」では、保健師を配置し「母子保健型」の利用者支援事業を担い、地域子育て支援拠点と一体となった子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。

②地域子育て支援拠点事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<山形村の事業展開>

子育て支援センター「すくすく」が子育て家庭を総合的に支援する拠点となり、各種の相談支援や教室の開講、交流の場の提供等によって、育児不安の解消や保護者・子ども同士の交流促進をお手伝いします。

イ 量の見込みと確保方策

単位：人回／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,625	6,517	6,409	6,301	6,193
確保方策	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

地域子育て支援拠点事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

③乳児家庭全戸訪問事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<山形村の事業展開>

村内の乳児（生後4か月まで）のいる家庭を保健師や保育士が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

実施事業

事業名	訪問者	対象者
こんにちは赤ちゃん訪問	保健師又は助産師	生後4カ月前後の乳児がいる全家庭

イ 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60

乳児家庭全戸訪問事業に対する量の見込みは、既存体制で対応できる規模となっています。

④養育支援訪問事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<山形村の事業展開>

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言・家事等を保健師、助産師、保育士等で実施しています。

イ 量の見込みと確保方策

単位:人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14	14	14	14	14
確保方策	26	26	26	26	26

養育支援訪問事業に対する量の見込みは、既存体制で対応できる規模となっています。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

<山形村の事業展開>

近隣市町村の児童福祉施設に事業を委託して実施しています。

【対象児童】18歳未満の子

実施施設

施設名	所在地	利用可能日数
日赤乳児院	松本市元町3丁目8番地10	7日以内
松本児童園	松本市島内1666番地880	
木曾ねざめ学園	上松町1255番地	
つつじが丘学園	岡谷市川岸上4丁目12番地51	

イ 量の見込みと確保方策

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	18	18	17	17	17
確保方策	24	24	24	24	24

子育て短期支援事業（ショートステイ）に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

⑥一時預かり事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保育園を定期的に利用しない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

<山形村の事業展開>

山形保育園、やまのこ保育園で事業を実施しています。

実施施設

保育園名	所在地	対象児童
山形保育園(公立)	3875番地2	保育園などを利用していない 未就学児童
やまのこ保育園(私立)	7128番地1	

イ 量の見込みと確保方策

(i) 幼稚園における預かり保育

村内には幼稚園が開設されていないため、量の見込みはありません。

(ii) 保育園における一時保育

単位: 人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	410	407	403	403	403
確保方策	420	420	420	420	420

一時預かり事業の量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

一時預かりのニーズに対応するために、保育園での保育士の確保を図ります。

⑦延長保育事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保育認定を受けた子どもに対して、保育園や認定こども園等で通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。

<山形村の事業展開>

本村では全園で延長保育を実施しています。

実施施設

保育園名	所在地
山形保育園(公立)	3875番地2
やまのこ保育園(私立)	7128番地1

イ 量の見込みと確保方策

単位: 人/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	220	220	220	220	220
確保方策	220	220	220	220	220

保育園在園者に対する事業提供となるため、量の見込みは対応できる規模となっています。

⑧病児・病後児保育事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

<山形村の事業展開>

本村では病後児保育を子育て支援センター「すくすく」の病後児室で実施しています。

なお今後の病児保育事業については、保護者の要望を踏まえながら、医療機関との協力体制の構築や、広域での実施についても検討しています。

実施施設

施設名	所在地	対象児童
子育て支援センター「すくすく」病後児室	3817番地1	生後6ヶ月児から小学6年生まで

イ 量の見込みと確保方策

単位:人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	150	150	150	150	150
確保方策	200	200	200	200	200

病児・病後児保育事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

⑨放課後児童健全育成事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<山形村の事業展開>

本村ではふれあい児童館で実施しています。

実施施設（放課後児童クラブ）

施設名	所在地
ふれあい児童館	3940番地1

イ 量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	116	119	122	125	128
確保方策	130	130	130	130	130

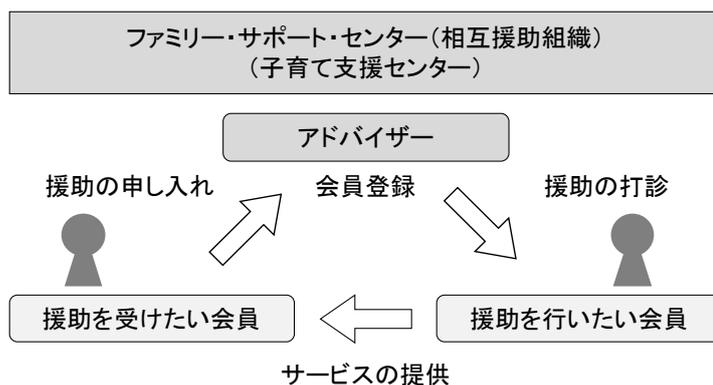
本村の放課後児童健全育成事業では、施設の狭隘化が進んでいるため、小学校の空き教室を使った放課後子ども教室事業を導入して、利用者の分散化を図ります。

⑩ファミリー・サポート・センター事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



実施施設

施設名	所在地
山形村ファミリー・サポート・センター	3817番地1子育て支援センター「すくすく」内

<山形村の事業展開>

0～15歳の子どもを持つ保護者を対象に、アドバイザーが子育ての支援を受けることを希望する者と子育ての援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を実施します。

イ 量の見込みと確保方策

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	99	98	97	97	97
確保方策	110	110	110	110	110

ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みは、現行の受入体制で対応できる規模となっています。継続的に、ファミリー・サポート・センター事業の会員の維持・増員を図り、相互援助活動を促進します。

⑪妊婦健康診査

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<山形村の事業展開>

村が委託契約を締結した県内医療機関で実施しています。

受診票は妊娠届出書を村に提出した際に交付されます。

イ 量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60

乳児家庭全戸訪問事業に対する量の見込みは、既存体制で対応できる規模となっています。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<山形村の事業展開>

本村では、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化開始に伴い、年収360万円未満相当の世帯の子どもおよび保育園等を利用している子どもたちのうちで第3子以降の子どもを対象として、副食にかかる費用の補助を開始します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 基本的な考え方

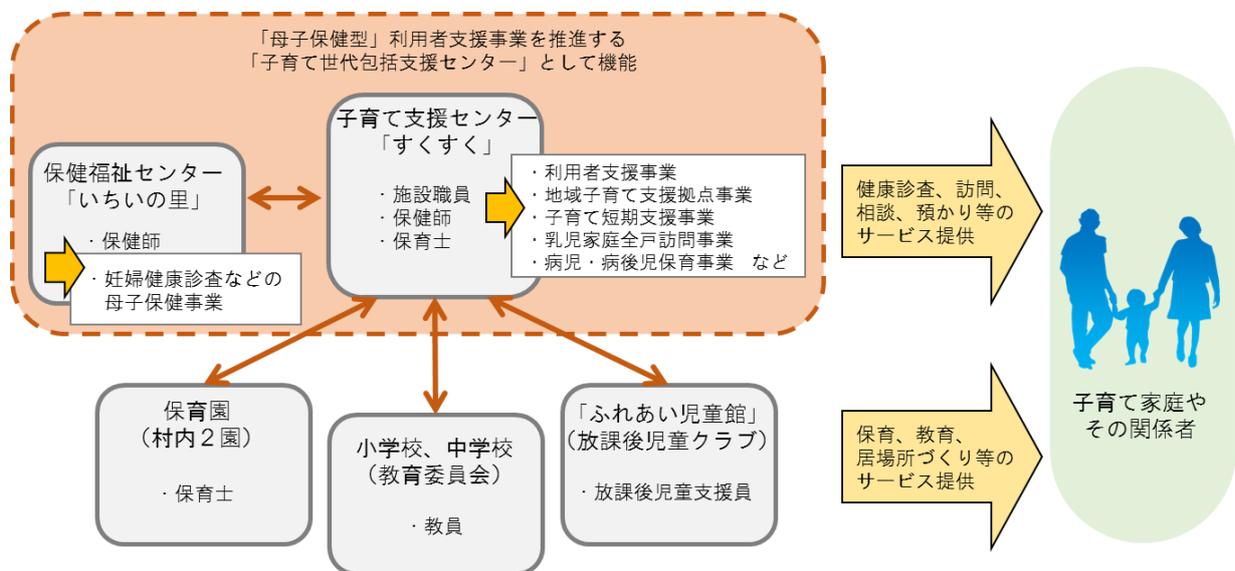
本計画の推進に当たっては、村役場内の関係部署が連携して全庁的に取り組むと共に、国や長野県との連携も密にし、社会・経済情勢の変化等にも的確かつ柔軟に対応します。

また、子育て世帯や関係機関など広く住民への周知に努め、次代を担う子ども自身から高齢者まで幅広い住民の積極的な参加を促すことで、家庭や地域、事業者、関係機関、社会福祉協議会、子育て支援活動を行う団体、ボランティア、NPO法人などが連携した子育て支援の推進につなげます。

(2) 推進体制と拠点

村役場が運営する子育て支援センター「すくすく」が、本計画を推進する中核的役割を担います。同センターには保健師および保育士を配置し、保健福祉センター「いちいの里」と連携した「母子保健型」の利用者支援事業を推進する「子育て世代包括支援センター」としての機能を持つことで、健康診査、訪問、相談、預かり等の連携したサービスを実施します。

また村内の2保育園、教育委員会、放課後児童クラブを運営する「ふれあい児童館」等と連携して保育、教育、居場所づくり等の取組のハブとしての役割を担い、本計画の定める各種事業が円滑に進むよう図ります。



2. 計画の進捗管理

(1) 進捗管理の考え方

成果の最大化を図り、計画の実効性を高めるためには、目標の達成に事業が効果的に寄与しているかどうかを定期的に確認し、より成果をあげられるように事業を評価・改善していく形での進捗管理が不可欠です。

そこで本村では、毎年定期的に開催する「子ども・子育て会議」を活用し、子ども・子育てに関わる委員の客観的視点をもとに計画の進捗管理を行います。

(2) 進捗管理の方法

「子ども・子育て会議」において、定められた成果指標等を用いて基本目標・施策ごとの達成状況を確認しながら、進捗の思わしくない事業の改善等についての意見を交換し、翌年度の事業改善につなげます。従って同会議の開催時期は、次年度の実施計画作成に合わせた10月頃を目処とします。

また5年後には、本計画全体の実現状況を評価し、次期の計画策定に反映させます。これは計画見直し年度の上半期に実施します。

資料編

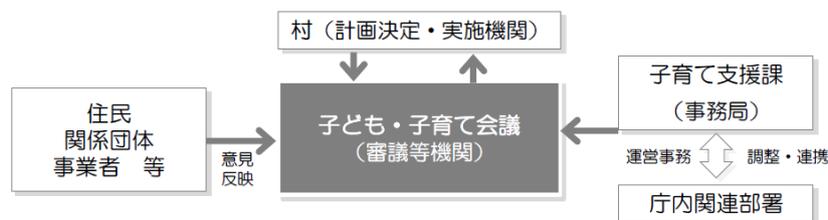
1. 策定の経過

(1) 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制については、「山形村子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者に計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要項目について意見を求め、その結果を計画書に反映しました。

また、本村の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定を行うための基礎資料として活用しました。

計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、子育てに関わっている住民やそれを支援している関係者の意見を考察し、計画書に反映しました。



■山形村子ども・子育て会議 令和元年度開催概要

	開催日時	主な議題
第1回	令和元年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ調査や現行計画の達成状況を踏まえた課題と今後求められる方向性の検討 ・ 計画骨子案についての意見交換
第2回	令和元年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の各施策についての意見交換 ・ 量の見込みと確保方策についての意見交換
第3回	令和2年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントを反映した計画最終案についての意見交換

■山形村子ども・子育て会議 名簿（令和元年度）

・委員

（敬称略）

氏名	所属団体等	備考
百瀬 敬子	ももの会代表	学識経験者
中村 清子	山形村民生児童委員協議会（主任児童委員）	学識経験者
浦野 照子	山形村民生児童委員協議会（主任児童委員）	学識経験者
齋藤 町子	山形村民生児童委員協議会（主任児童委員）	学識経験者
上條 敦子	在宅看護職信濃の会	学識経験者
上條 光明	山形村子ども会育成会会長	子ども関係団体に属する者
柳生 さよ美	山形小学校長	教育関係者
森井 陽子	山形村教育委員	教育関係者
岩岡 きく江	やまのこ保育園長	教育関係者
黒沢 美雪	山形保育園保護者会代表	子どもの保護者
平林 真智子	やまのこ保育園父母会代表	子どもの保護者
神農 来栄	山形小学校PTA代表	子どもの保護者
住吉 芳里	放課後児童クラブちびっこ楽舎親の会代表	子どもの保護者
	公募委員	（応募なし）

・山形村および村関連機関

職名	氏名	
村長	本庄 利昭	
教育委員会教育次長	小林 好子	
住民課長	中川 俊彦	
保健福祉課長	篠原 雅彦	
山形保育園長	旗町 通憲	
事務局	教育長	根橋 範男
	子育て支援課長	百瀬 尚代
	子育て支援課主査	平沢 貴司

（2）県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、村民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。

2. 山形村子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

(1) 調査の方法

本調査は、山形村在住で、0歳～小学生の子どもがいる保護者を対象としました。

その際、小学校に就学する前の児童と小学生では、利用できる事業が異なるため、別々に調査票を作成し、配布しました。調査の概要を以下に示します。

	就学前児童	小学生
調査対象者	0～5歳児の子どもを持つ保護者 ※封筒のあて名の子どもについて 回答を依頼	小学生の子どもを持つ保護者 ※封筒のあて名の子どもについて 回答を依頼
対象者数	477名	498名
抽出方法	住民基本台帳をもとに抽出	
配布・回収方法	郵送調査 ※ただし、村内の保育園に通っている子どもは、保育園にて配布・回収	
実施期間	11/29(木)～12/20(木)	
調査項目	①保護者の属性 ②お子さまとご家族の状況 ③子どもの育ちをめぐる環境 ④保護者の就労状況 ⑤平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ⑥地域の子育て支援事業の利用状況 ⑦土日・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望 ⑧お子さまが病気の際の対応 ⑨不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用 ⑩小学校就学後の放課後の過ごし方 ⑪育児休業など職場の両立支援制度 ⑫村の子育て環境や支援への満足度	①保護者の属性 ②お子さまとご家族の状況 ③保護者の就労状況 ④放課後の過ごし方 ⑤村の子育て環境や支援への満足度

(2) 調査票回収結果

就学前児童と小学生の調査票回収状況を以下に示します。

	就学前児童	小学生
配布数	240件	240件
回収数	166件	138件
回収率	69.2%	57.5%

(3) その他

図表中の割合の合計は、小数点第2位を四捨五入した数値であるため、合計値が100%にならない場合があります。

山形村子ども・子育て支援事業計画 第2期

発行日：令和2年3月

発行者：山形村

編集：山形村子育て支援課

〒390-1392 長野県東筑摩郡山形村 3817-1

TEL／0263-98-5600

FAX／0263-50-5611

Mail／kosodate@vill.yamagata.nagano.jp